なくそう差別　守ろう人権　みんなの２１世紀

第３次 新温泉町人権施策推進計画

こころ豊かな人づくり　人権が尊重されるまちづくりをめざして

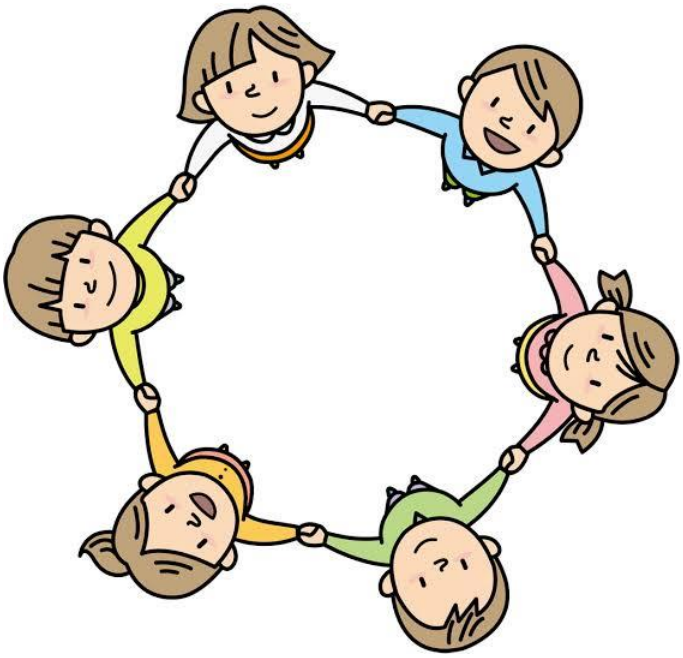

令和２年3月

新　温　泉　町

目　　次

第１　新温泉町における取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　（1）人権をめぐる国際社会の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　（2）国・県の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　（3）合併前の旧町の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　（4）新温泉町の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　２　新温泉町人権啓発方針推進について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第２　現状と課題～新温泉町民の人権に関する意識調査～ ・・・・・・・・・・・・8
　１　調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　２　調査結果総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　３　第２次新温泉町人権施策推進計画総括について ・・・・・・・・・・・・13

第３　人権施策推進計画の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　１　計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　２　計画の位置付けと施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　３　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第４　重要課題に対する現状と具体的な施策（実施計画） ・・・・・・・16
　１　人権教育及び人権啓発に関する重要課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・16
　２　基本的事項の具体的な施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　　共通課題（現状と課題・施策の方向性） ・・・・・・・・・・・・・・・・18
　３　各人権課題別の具体的な施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　（1）同和問題（現状と課題・施策の方向性） ・・・・・・・・・・・・・・・22
　（2）女性（現状と課題・施策の方向性） ・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　（3）子ども（現状と課題・施策の方向性） ・・・・・・・・・・・・・・・・27
　（4）高齢者（現状と課題・施策の方向性） ・・・・・・・・・・・・・・・・30
　（5）障がいのある人（現状と課題・施策の方向性） ・・・・・・・・・・・33
　（6）外国人（現状と課題・施策の方向性） ・・・・・・・・・・・・・・・・36
　（7）ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等（現状と課題・施策の方向性） ・・37
　（8）インターネットによる人権侵害（現状と課題・施策の方向性） ・・・38
　（9）ＬＧＢＴ・性的少数者（現状と課題・施策の方向性） ・・・・・・・40

【参考資料】
・　新温泉町民の人権に関する意識調査結果 ・・・・・・・・・・41
・　新温泉町人権啓発推進条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・63
・　新温泉町人権施策行政推進会議設置要綱 ・・・・・・・・・・64
・　新温泉町人権教育・人権啓発推進体制 ・・・・・・・・・・・65
・　人権関係年表《主な関係法令等》 ・・・・・・・・・・・・・66
・　同和対策関係年表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
・　人権に関する事務事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
・　世界人権宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
・　日本国憲法（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
・　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等 ・・・・・・・・87

第１　新温泉町における取組

１　計画策定の背景

（１）人権をめぐる国内外の動き・国際社会の取組

第２次世界大戦後、国連を中心として様々な人権関係の条約や宣言が決議・採択され、今日では、人権の尊重が世界共通の理念となっています。

昭和23年（1948年）に国連において、人権尊重に関するすべての国と人民の共通基準として世界人権宣言が採択されたのをはじめ、国際人権規約（昭和41年・1966年）難民条約（昭和26年・1951年）、人種差別撤廃条約（昭和40年・1965年）、女子差別撤廃条約（昭和54年・1979年）、児童の権利に関する条約（平成元年・1989年）等国連が中心になっているものだけでも26の人権関係の条約が採択されています。さらに、平成5年（1993年）には、世界人権宣言45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催され、人権の普遍性等が確認されました。翌平成6年（1994年）の国連総会においては、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、平成7年（1995年）～平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連１０年」と定め、さらに、平成18年（2006年）には障害者権利条約が採択され、各国で行動計画を策定し実行していくことを決議しました。

この「人権教育のための国連１０年」の成果を踏まえ人権教育を引き続き推進・強化するため、平成16年（2004年）から「人権教育のための世界計画」を開始しました。

その第一段階では初等・中等教育における人権教育の推進に焦点があてられましたが、平成22年（2010年）から始まった第二段階では、さらに高等教育における人権教育や教員・公務員・法執行官等の特定職業従事者に対する人権研修の推進がうたわれています。

社会情勢の移り変わりにより、既存の人権問題の変化や、新たな人権問題が発生し、従来の取組では対応できない状況になりつつあります。また、平成28年(2016年)には、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の3つの法律が施行され、人権に関する法制度の状況も変容しています。

21世紀は、「人権の世紀」とも言われています。そこには、戦争や環境破壊・汚染を繰り広げた20世紀の負の経験を踏まえながら、これまでの人権をめぐる様々な取組をさらに発展させ、21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められています。すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。

（２）　国・県の取組

世界的に人権尊重の気運が高まりをみせる中で、わが国においても、戦後、人権関係の多くの国際条例の批准や宣言の決議に加わるとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする日

本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

わが国にとって重要な人権問題である同和問題については、昭和40年（1965年）「同和対策審議会答申」を受け、昭和44年（1969年）「同和対策事業特別措置法」が制定され、部落の環境改善や教育条件の向上、就職の機会均等など、同和対策を特別施策として進める根拠となりました。

人権教育、人権啓発については、平成７年（1995年）に、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置されるとともに、平成9年7月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。この行動計画では、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、ＬＧＢＴ（性的少数者）等の重要な人権課題に対する積極的な取組を行うこととしており、地方公共団体、民間団体等様々な分野で本行動計画の趣旨に沿った人権教育への自主的な取組が期待されています。

また、平成8年には、人権擁護施策の推進を目的とする人権擁護施策推進法が制定され、翌年、同法に基づき人権教育・啓発及び人権救済に関する施策について審査する人権擁護推進審議会が設置されたのに続いて、平成12年12月には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき、犯罪被害者やインターネットによる人権侵害についても、主要な人権課題とする「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14年3月に策定され、この基本計画に沿った取組が着実に推進されています。また、兵庫県においては、兵庫2001年計画における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、こころ豊かな兵庫づくりを県政の目標に掲げられ、県民の生涯学習の充実や青少年の健全育成、福祉施策や過程施策の推進、コミュニティづくりなど、「こころ豊かな人づくり」、「すこやか社会づくり」を目指す様々な取組を展開し、人権尊重される社会づくりが進められているところです。

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、ＬＧＢＴ（性的少数者）等の各人権問題については、計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、女性センターや子どもセンター、のじぎく会館等の県の機関や国際交流協会、社会福祉協議会等の関係団体などと連携を図りつつ、啓発をはじめ研修、相談、研究事業などに取組んできました。また、学校教育等においても、同和教育を中心とする人権意識の高揚を目指す教育の充実に努めてきました。

しかしながら、今日においても、部落差別はなお根強く存在しており、引き続き教育・啓発が必要です。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントや雇用における男女格差の問題、児童虐待の問題、同和問題や外国人に対する人権問題など、様々な人権問題が存在するとともに、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴い人権問題も複雑・多様化しています。

今後は、人権の尊重をめぐる国内外の動向や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、新たな兵庫の羅針盤となる「２１世紀兵庫長期ビジョンー美しい兵庫21ー」全県ビジョンで示されている基本課題や目指すべき社会像等も見据えつつ、人権が尊重される社会づくりを目指したこれまで以上の積極的な取組が必要になってきます。

（３）　合併前の旧町の取組

合併前の旧温泉町、旧浜坂町においては、同和教育（人権教育）は、昭和30～40年代に学校教育の中で始められ、同和対策特別措置法の施行を契機として、それぞれの町内諸団体で構成する町同和教育協議会が昭和48年に結成され、町行政と連携して、啓発、講演会、講座、学習会の取組が進められました。

旧温泉町においては、昭和49年（1974年）より住民学習会の徹底が図られ、主に人権啓発映像を利用した学習会を行い、昭和58年（1983年）より「人権作文集きずな」を発行してきました。平成元年（1989年）には人権ポスター、標語の募集を始め、平成4年（1992年）より町広報紙に人権コーナーを設け「こころの声」を連載し、町民にとって人権が身近なものとなるような取組を行いました。

平成9年（1997年）より8月の一週間を「いのちこの重さを考える週間」と名付け、平和人権・生命尊重に関わる催しを集中的に開催し、啓発ステッカー、啓発グッズの全戸配布、各種展示、人権映画会、人権講演会などを積極的に実施しました。

平成10年（1998年）にはそれまでのまとめとして、「人権講座五年の歩み」冊子を作成し、さらに平成11年（1999年）には子ども会親子巡回映画会（3本立て）のうち1本に人権啓発映画を取入れ、親子で人権問題を考える機会を設けました。また、同年には、温泉町同和教育協議会の名称を温泉町人権・同和教育協議会（温同教）と変更し、その目的を「部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、豊かな人権文化を構築するための研究及び実践をすること」としました、以降、人権教育指導者研修会を開催し、各地区単位で人権問題を考える取組を進めてきました。

旧浜坂町においては、昭和４９年（1974年）に町長が「浜坂町同和行政後期計画」の策定について、浜坂町同和促進協議会（浜坂町同促協）に諮問し、昭和50年（1975年）に答申され、この答申を受けて、浜坂町同和行政の基本方針を策定し、同和行政施策に取組ました。

昭和51年（1976年）から浜坂町同和教育協議会（町同協）組織、指導者体制、内部研修を強化するとともに、同年に浜坂町同和教育推進指導員制度を発足し、昭和53年（1978年）に学習と交流の拠点として文化会館を開設しました。浜坂町同促協は、その後も昭和56年（1981年）に二次答申、昭和61年（1986年）に三次答申、平成4年（1992年）に四次答申を行いました。

昭和52年（1977年）に、浜坂町差別をなくそう町民会議、浜坂町同和教育町民会議が発足し、浜坂町人権宣言を採択するとともに、毎月11日を人権の日と定めました。また、各種団体等で構成し町長を実行委員長とする実行委員会により町行政、町同協と連携しながら「浜坂町差別をなくそう町民運動」に取組んできました。

昭和58年（1983年）、昭和62年（1987年）に町同協が同和問題に関する意識調査を実施し、その後行政が主体となって、平成7年（1995年）に同和問題に関する意識調査、

平成15年（2003年）に浜坂町民の人権に関する意識調査を実施しました。

平成10年（1998年）人権教育・啓発施策の推進を町行政の責務として、基本的人権の尊重と差別の解消を町民の責務とした「浜坂町人権啓発推進条例」を制定、施行しました。この条例の制定にあたって、町民が組織する同和問題の解消をはじめあらゆる差別をなくす条例制定実行委員会を設置し、浜坂町人権啓発方針、浜坂町人権施策推進計画を策定し取組んできました。

（4）　新温泉町の取組

新町においても人権に関する取組の推進は重要な柱の一つであるため、平成17年10月（2005年）町合併に際し、「新温泉町人権啓発推進条例」を制定・施行し、同条例の目的を達成するために人権啓発推進委員会を設置して、同委員会に新温泉町人権啓発方針について諮問し、平成18年10月に答申され11月に決定しました。

また、新温泉町人権啓発方針により人権施策推進体制として各課長等で構成する人権施策行政推進会議を設置し、人権施策の実施状況を把握しながら施策の総合的な推進を図るため「新温泉町人権施策推進計画」を策定し取組んでいます。

平成18年から引き続き、各種17団体で構成する推進実行委員会により、毎年8月に差別をなくそう推進強調月間として「なくそう差別　守ろう人権　みんなの21世紀」を町民運動のスローガンに「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」を展開し、人権啓発の推進に取組んできました。しかし、同和問題は解決の方向に進んでいるものの、心理的、因習的な差別意識はなくなっておらず、その解決は残念ながら、依然として重要な課題といわざるをえません。

人権についての国際社会の取組や国内の法整備が進み、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、ＬＧＢＴ（性的少数者）等など個別の人権問題についての取組が広がりました。

平成24年度には、男女共同参画を推進するための計画「第２次新温泉町男女共同参画社会プラン」（配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画）を策定し各企業・事業所・関係機関等に配布、町ホームページに掲載し啓発活動を推進してきました。

また、平成21年（２００９年）には、合併以前に旧町で実施していた「人権に関する意識調査」を実施、その後は5年に一度の実施計画を定め、平成26年度（２０１４年）に第2回目を実施しました。今まで取組んできた人権教育や人権啓発の成果と課題を把握し、今後の行政施策の推進に役立てることを目的として、平成31年１月（2019年）に第3回目となる「新温泉町民の人権に関する意識調査」を実施しました。調査結果については、令和元年8月（2019年）に「人権に関する新温泉町民の意識調査結果」を全世帯に知らせるとともに調査結果を踏まえて今後さらに効果的な人権施策の検討を進め様々な人権課題の解決に向けて人権推進室を中心に関係機関・団体・企業等と連携・協働した幅広い人権教育・人権啓発を展開しています。

２　新温泉町人権啓発方針推進について

平成18年6月、新温泉町人権啓発推進条例に基づき、人権啓発推進委員会を設置し、町長が新温泉町の人権啓発方針について諮問を行い、委員会から平成18年10月に答申がなされ、6項目の基本姿勢と具体的な取組が決定しました。

本町では、新温泉町人権啓発方針に基づく人権施策を推進するため、副町長を委員長とし、教育長を副委員長、各課長で構成する人権施策行政推進会議を設置し、関係各課間の横断的連携をもとに、町行政の各施策を人権尊重の視点から総合的に推進しています。

新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ障がい（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）者、高齢者、女性、子ども、外国人、アイヌの人々、ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、矯正施設被収容者、ホームレス、ＬＧＢＴ（性的少数者）等、あらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的を踏まえ、行政は基より、町民自らも人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに積極的に取組まなければならない。

本町は、次の基本姿勢に基づき人権教育及び人権啓発を推進する。

基本姿勢

１　内閣同和対策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。

２　同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。

３　人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。

４　人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。

５　人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。

６　差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

【具体的な取組】

1　教育・啓発に関すること

（1）啓発について

①人権意識の高揚を図り、人権尊重の世論を高めるため、手法・内容を研究しながら欠かすことなく継続して効果ある啓発活動を実施する。

②文化会館においては、近隣及び周辺地域を中心に成人を対象とした人権学習を実施し、同和問題の現状を見つめ、今日的な人権問題を学習課題としながら、人権学習を通じて人権意識の高揚及び住民交流を促進するとともに、近隣及び周辺地域を中心に文化・スポーツ等の交流事業を幅広く実施し、住民交流を促進する。

③人権教育及び人権啓発の推進について、最も重要なことは指導者の確保である。各分野から人材を確保し、指導者研修を充実していくとともに、人権教育及び人権啓発の手法・教材等の開発に取組み、住民学習に対応できる指導体制の確立に努める。

（2）学校教育について

①学校教育では、新温泉町人権啓発方針及び兵庫県教育委員会の「指導の重点」に基づき、同和問題をはじめとする人権教育を推進する。

②小・中学校及び幼稚園・保育所において、差別・人権問題の現状を踏まえ、人権にかかわる教育課題を的確に把握し、人権教育を充実するため、教職員の資質の向上を目指し、研修を深める。

③学校・幼稚園・保育所間の連携を強化し情報の交換を行い、一人ひとりを大切にする人権教育・学習を積極的に実践する。

（3）生涯教育について

①同和問題を人権問題の重要な柱として位置付けながら、身近な差別・人権問題を解消するため、すべての町民を対象とした人権学習を推進する。

②人権学習を推進するため、町民が連帯して積極的に参加する校区別・地区別における学習体制を確立し、人権意識の向上と人権感覚の醸成に努める。

③公民館は、生涯学習の中心に人権学習を位置付けるとともに校区別・地区別住民学習の推進に努める。

④新温泉町人権教育協議会は、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致被問題、ホームレス、ＬＧＢＴ（性的少数者）等さまざまな人権課題の解決や豊かな人権文化を構築するための教育及び啓発の推進を目的とする唯一の団体であり、積極的に支援する。

２　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の対応と人権侵害の救済について

①人権尊重の理念に関する教育及び啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づき、推進していく。また、企業やその他の一般社会及び特定事業に従事する者（教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、労働行政関係職員、消防職員、公務員等）に対し、あらゆる場を通じて人権教育及び人権啓発を推進する。

②人権侵害に対する取組については、国の人権擁護推進審議会答申に基づき、町としての対応を検討していく。

・当面の対応として人権擁護委員制度を活用する。
・町行政においても相談窓口を設置し、人権擁護委員との連携を図る。

３　人権教育事業に関すること

①地域に学ぶ体験学習支援事業「ささゆり・ひまわり」における人権教育は、差別を見抜き、しない、許さない、負けない学習を行い、事業内容等については人権教育事業運営委員会で定める。

②同和問題の現状を踏まえ、人権にかかわる教育課題を的確に把握し、近隣及び周辺地域住民との交流を進め、同和問題の解消と人権尊重を目指す学習の中で自立性・社会性の伸長を図る。

第２ 現状と課題 ～新温泉町民の人権に関する意識調査～(平成 31 年 1 月実施)

新温泉町民の人権に関する意識調査を始めてから今回で3回目になります。この間、少子・高齢化や情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化に伴い、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化しています。子どもや高齢者の虐待、いじめ、体罰、職場におけるハラスメントや、インターネットを悪用した差別事件などの人権侵害は後を絶ちません。家族や地域、職場等での人と人のつながりや支えあいが希薄になっているのも大きな問題となっています。

今回の調査結果により、今後の効果的な人権施策について検討を行い、さまざまな人権課題の解決に向けて、関係団体とも連携・協働した幅広い取組を展開していきます。

１ 調査結果

■調査結果の概要
・調査対象者：平成３１年１月１日現在で満 18 歳以上の新温泉町民の１割相当の人
・標　本　数：1,262 人
・調 査 方 法：住民基本台帳より年代別に、無作為抽出
・調 査 方 法：郵送法
・調 査 期 間：平成 31 年１月から平成 31 年２月にかけて
■調査票回収
・回　収　数：493 人
・回　収　率：39.1％

■調査結果の詳細
・41 ページから 62 ページに記載

２　調査結果総括

人権は、不当な差別を受けている人たちだけにかかわるのではなく、私たち、すべての人間にかかわっています。

「人権」とは、「人間が人間らしく生きていくために、生まれたときから備わっている権利」(国の人権教育・啓発に関する基本計画より抜粋)であり、町には、町民一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支える義務があります。

町民一人ひとりが、あらゆる場と機会において、すべての人にとって普遍的な権利である人権について学習するとともに、町は町民の人権問題の解決に取組み、すべての人が互いに尊重しあうことに価値を見出し、人権文化の息づく社会の実現に向けて推進することが大切です。

今回、第 3 回目の意識調査を実施しました。調査結果において、同和問題に対しての意識は改善されつつあり、住民意識の向上が伺われます。

兵庫県における平成 30 年度人権意識調査においても、同和問題が最も高く、次いで障がいのある人、高齢者問題の順になっています。

この結果を踏まえ、人権意識を高めるため今後の人権教育の内容、方法等については、町民がより参加しやすく、理解しやすくするとともに、個々の人権意識が高まることが期待されるような人権教育や啓発に積極的に取組んでいく必要があります。

人権に対する意識について

人権や差別問題に対する意識は、「あまり関心がない、全く関心がない」が前回では５割を占めていたものの、今回の調査では関心がある、非常に関心があると回答された方が、５割以上占めています。町民の皆様に人権に対する意識が浸透してきたことが伺えます。

また、最も関心の高い人権問題は「障がいのある人に対する差別」が最も多く、同和問題に限らず人権問題が多様化している傾向が見られます。

人権侵害については、「したことがあると思う」が32.9%、「されたことがある」が40.2%、内容について一番高い割合を占めたものは、「あらぬ噂（うわさ）、次に暴力・仲間はずれ」となっています。

誰もが、人権と差別について理解を深めるとともに、多様な価値観を受け入れ、相手の立場を理解できる柔軟な感性を磨くとともに、人権尊重することが当然のこととして、行動できる実践力を身につけることが重要です。

障がいのある人に関する問題について

障がいのある人に関する問題については、「働く場所の確保など雇用対策」では前回調査においては45.9%だったものが今回では44.0%となっており、理解不足についても、－1.0ポイントとなっています。災害時等における対応について23.1%の人が問題があると答えています。そういった現状からも課題の解決が急務です。各関係機関との連携により、障がいのある人の職業生活に関わる施設整備や社会環境を総合的に整備していくことが必要です

また、障がいのある人との交流や学習会を通して、障がいのある人の社会参加を促すとともに町民一人ひとりの理解と認識を広め、偏見や差別意識の解消を図ることが重要です。

また、ボランティア活動を活発にするため、情報の提供や人材の育成などの支援をしていく必要があります。

高齢者に関する問題について

高齢者に関する問題は「道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない」が32.0%、「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない。」が30.6%、本町における高齢化率は平成30年4月現在で38.9%、今後も総人口に対する高齢者の割合は増加が見込まれています。

高齢者が長年住みなれた地域で、できるだけ自立した生活を送ることができるように、本人の意思や希望を尊重し、さまざまな人と支えあいの関係を築いていくことが必要である。そのため、町民一人ひとりが地域づくりに参画する力を伸ばすことによって、地域の福祉力を高める取組が必要と考えられます。また、高齢者やその家族のあらゆる相談窓口として地域包括支援センターの積極的な活用が重要となっています。

子どもに関する問題について

子どもの人権問題では、「特に子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをしたりする」が５割を超えています。また、子どもに身体的、心理的虐待（ぎゃくたい）を加えたり、子育てを放棄する、いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする、は前回と比べるとわずかではあるが、改善されています。

子育てしやすい生活環境の整備、子どもを取り巻く安全の確保や支援制度の充実等、子どもを人権の主体者として、健やかな子どもの成長を第一に考えた施策を展開していくことが重要です。また、学校・園における人権教育を深化させていくことが必要不可欠であり、子どもたちが将来にわたり「人権のまちづくり」を進めていけるように、これからも家庭、学校、地域、各関係機関と連携を密にしていくことが重要です。

女性に関する問題について

女性に関する問題については、「育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている」が44.2%「男女の固定的な役割分担意識（例えば男は仕事、女は家庭）など」が38.5%となっており、ともに前回の調査より高くなっています。

「男は仕事、女は家事・育児」と言った伝統的な性別役割分担意識や「男が主、女は従」と言った価値観が根強く残っており、この価値観を払拭し、男女共同参画という価値観を積極的に啓発していく必要があります。

在日外国人に関する問題について

在日外国人に関する問題については、「就労の面で差別がある」が45.4%、「心理的な面（意識）で差別がある」が38.9%となっています。

急速な外国人の増加で、外国人にかかわる人権課題がさらに身近な問題となっています。背景には、人種や民族性、言語、宗教、習慣等への理解不足による偏見や差別意識が根底にあり、このような偏見、差別意識をなくす意識改革を行っていく必要があります。

ＨＩＶ感染者に関する問題について

エイズ患者・ＨＩＶ感染者に関する人権侵害については、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」47.5%、「わからない」35.7%、「就職・職場での不利な扱い」19.7%となっています。

日常生活、職場、医療現場などのさまざまな場面で、あやまった風評で、患者や感染者が差別を受ける事態が発生しています。社会全体が感染に関する正しい知識を深めエイズ患者・ＨＩＶ感染者の人権を奪うことがないように人権教育及び人権啓発が必要です。

インターネットによる人権侵害の問題について

インターネットを悪用した人権侵害については、「他人へのひどい悪口、誹謗中傷や差別的な表現などを掲載すること」64.7%、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」22.7%となっています。

情報化の進展が社会にもたらす影響を考え、人権尊重の視点から情報の収集や発信におけるモラルについて正しい理解が得られるように、家庭や地域、学校などさまざまな場において情報化社会の人権に関する学習や啓発を推進することが重要です。

子ども、高齢者、障がいのある人への虐待・ＤＶが、起きている場合の対応について

虐待・ＤＶが起きている場合の対応では、「公的機関に相談する」50.7%、「関係救済機関へ通報する」43.4%となっています。

児童虐待、高齢者虐待等の早期発見には、住民の協力が不可欠であることから、住民や関係機関を対象に虐待防止への理解を深める啓発が必要です。

また、女性に対するＤＶ等は人権侵害の最たるものであり、関係機関と連携を図りながら、被害者の相談及び支援体制の確立が必要です。

同和問題について

「同和問題は、どのような場合にあらわれると思いますか。」については、「結婚のとき」が65.9%と最も高く、前回に比べるとわずかに改善されたものの、依然として同和問題は結婚問題の解消にとって大きな壁となっています。

「同和問題についてどう思いますか。」については、「人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解決しなければならない」が53.5%と半数の方が同和問題に関心を持っているものの、「今の子どもたちが大きくなれば自然になくなる」が21.3%と、前回より3.3%低くなっており、これらは、「寝た子を起こすな」論の低下がみられ、人権学習会の成果と考えます。また、今回調査の結果を踏まえ今後も人権学習の必要性が求められています。

同和問題の解決については、「基本的人権に関わる問題だから、自分も町民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が42.1%で、前回調査結果より低くなっています。しかし、「関係ない」・「なりゆきまかせ」・「あまり考えていない」・「行政や関係団体が解決してくれる」を合わせると43.0%となっています。

今後も、あらゆる人権侵害の解消に向けて、啓発活動の指導者の育成、地域における啓発者の育成を図ることが必要となっています。

結婚に関する問題について

結婚については、「家柄とか、血筋を気にしない」が54.4%、「家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである」が73.0%となっています。

同和地区の人であるとわかった場合の親の気持ちは「子どもの意思を尊重する」が66.3%、あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき「親の説得に全力を傾けたのち、自分の意思を貫いて結婚する」が64.8%と意識は高く、結婚観は著しく変化しています。

結婚問題については、社会全体の流れとして改善の方向に向かっています。しかし、あやまった認識や、偏見が残っている現実もあります。人権啓発・人権学習会を積極的に推進していく必要があります。

部落差別が残っている要因について

差別がなくならない理由としては、「世間体やあやまった習慣にとらわれているから」が41.8%、次に「ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから」が36.3%、「自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから」が24.1%　となっています。

同和問題は、人々の理解も進み、進展は見られますが、自分とのかかわりを避けたいという意識は根づよく残っていることが伺われます。同和問題の解決は国の責務・国民的課題であり、過去の課題ではなく人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であるという基本認識に立って、人権教育・人権啓発を推進していく必要があります。

啓発、学習会の現状と今後の方向性について

啓発、学習会の現状については、「現状では不十分なので、創意工夫する必要がある」が44.0%、前回では39.5%より高くなっています。

また、学習会等の参加については「よく参加している」・「できるだけ参加するようにしている」・「時々参加している」をあわせた合計が42.3%で、「参加したことがない」が48.3%と、二人に一人が参加したことがないとなっています。参加のきっかけについては、「町内や団体等の役員として参加した」の割合がもっとも高く39.7%、団体等の組織員として35.4%の順となっています。

以上の回答からもわかるように、子どもから高齢者等すべての人に対して、わかりやすい学習会や研修会が開催できるように内容を考える必要があります。

その他の問題について

本町では、平成25年７月１日から登録型本人通知制度を実施しています。この制度は住民票の写し、戸籍謄本などの不正取得を防止するためです。不正取得の早期発見につながりますので登録の加入促進を進める必要があります。また、条例化が求められている犯罪被害者の支援をはじめ新たな啓発テーマに取組む必要があります。

３　第２次新温泉町人権施策推進計画の総括について

■計画の概要と経過

本町では、合併後「新温泉町総合計画（後期基本計画）」平成２４年度から平成２８年度において、町民と行政の協働のもと、こころ豊な人づくり《誇り・生きがい》について、人権問題の解消に向けて、新温泉町人権施策推進計画を策定し推進体制を確立するとともに、人権意識の高揚に向けた啓発活動を行ってきました。特に同和問題については、同和対策事業をすすめ、実態的差別を解消するための事業と心理的差別を解消するための同和教育・啓発事業を中心に様々な人権問題の解消に向けた事業に取り組んできました。

第１次新温泉町人権施策推進計画の策定期間（平成２２年度～平成２６年度）の終了に伴いその検証結果を踏まえて、第２次新温泉町人権施策推進計画（平成２７年度～令和元年度）５７項目２８７事業の人権施策を推進してきました。

■人権施策の達成状況

※第２次新温泉町人権施策年度別の事業達成度

人権施策項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
共通課題	90%	97%	100%	96%
同和問題	100%	100%	100%	100%
女性問題	81%	87%	100%	76%
子どもの人権	100%	100%	100%	100%
高齢者の人権	100%	100%	100%	100%
障がいのある人の人権	100%	100%	100%	100%
外国人の人権	93%	93%	93%	73%
HIV 感染者・ハンセン病者の人権	87%	75%	83%	86%
インターネットによる人権侵害	75%	50%	60%	75%

※令和元年度は、令和２年度に事業評価を実施予定

■現状と課題

第２次人権施策推進計画では、同和問題、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権に関する事業についてはほぼ１００%の事業達成結果となりました。しかし、女性の人権施策では平均で８６%、外国人に関する人権施策では平均で８８%、HIV 感染者・ハンセン病感者等に関する人権施策では平均で 83%、インターネットによる人権侵害に関する人権施策の達成率は平均で 65%という結果となりました。

第２次新温泉町人権施策推進計画では、さまざま人権施策に取組んだ結果、同和問題、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権施策については、人権課題が持つ重要性が多くの人々に認識されるなど大きな成果がありました。しかし、女性の人権、HIV 感染者、ハンセン病感者等に関する人権、インターネットによる人権侵害などに関する人権施策については、引き続き新温泉町が取組むべき人権施策の課題として残りました。

■今後の方向性

第２次新温泉町人権施策推進計画が策定された平成２７年度以降、人権に関する国際社会の取組や国内の法整備が進み、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、

犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、性的少数者（LGBT）等、個別の人権問題についての取組が広がってきました。

このような結果を受け第３次新温泉町人権施策推進計画では、同和問題はもとより「子どもの人権」「女性問題」「高齢者の人権」「外国人の人権」「インターネットによる人権侵害」等の解決に向けた人権施策の推進が必要と思われます。今後、人権侵害などの問題が発生した場合は、これらに対して防止と救済、啓発に関係機関と連携しながら対応する必要があります。

人権に関するすべての課題に対して、偏見・差別を除去し、基本的人権が確立された社会を実現するためにも一人ひとりが人権の主体者としてかかわりながら、積極的に課題解決を図ることができる施策を推進していきます。

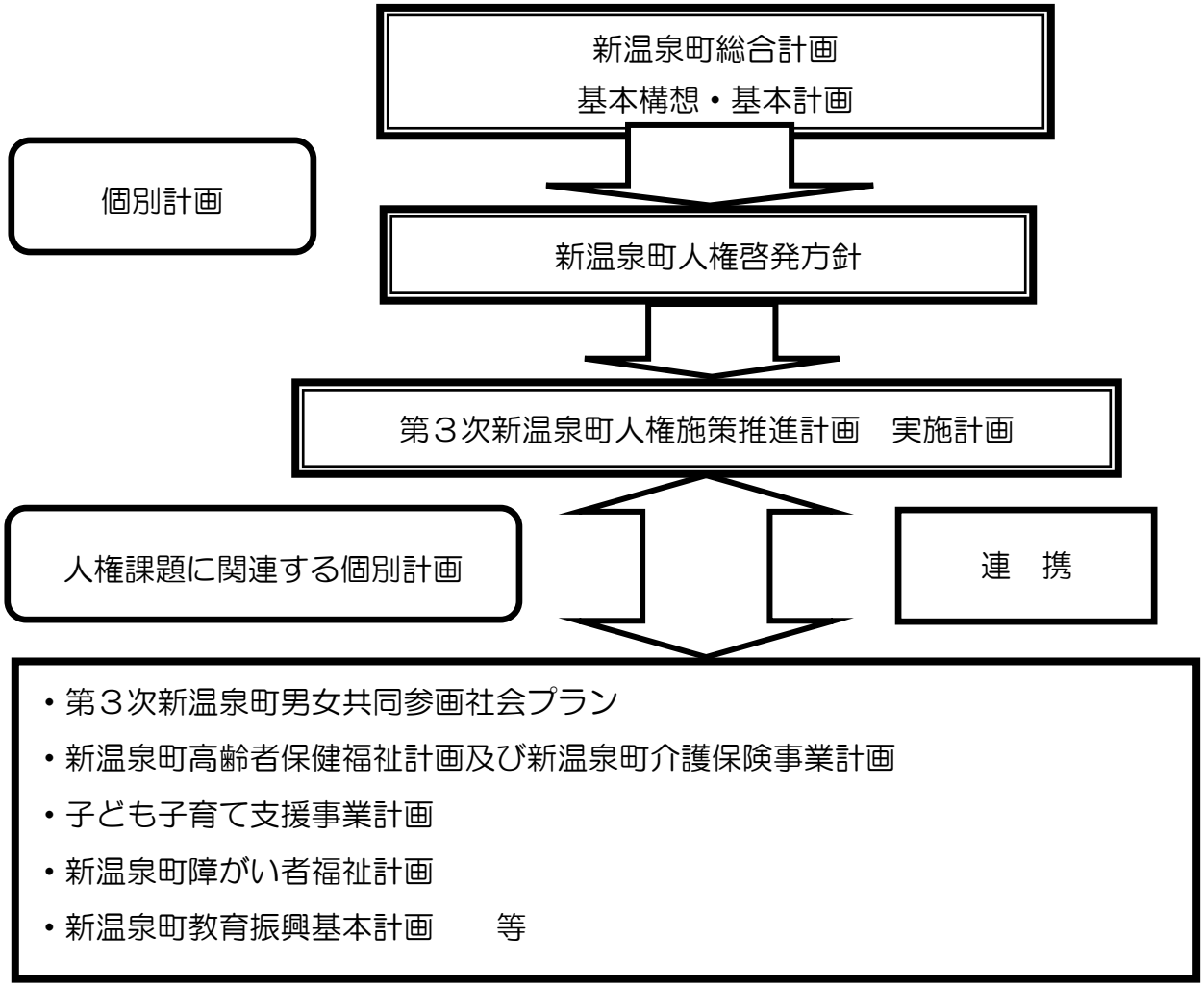

第３　人権施策推進計画の意義

１　計画の目的

平成６年（1994 年）の国連総会において、平成７年（1995 年）から１０年間を「人権教育のための国連１０年」とすることが決議され、人権という普遍的な文化を構築していくため、国や地方公共団体などは、あらゆる場を通じて人権教育の推進に積極的に取組んでいます。

本町においては、平成 17 年 10 月、町及び町民がともに力を合わせ、お互いの人権が尊重され、誇りが持てる町づくりを実現するために新温泉町人権啓発推進条例が制定され、さらに平成 18 年 11 月には、新温泉町人権啓発方針が打ち出され６つの基本姿勢に基づき人権教育及び人権啓発を推進しています。

本計画は、人権教育を基盤とした人権のまちづくりの視点で有機的かつ計画的に推進することを目的にしています。

２　計画の位置付けと施策の推進

本計画は、町政の基本方針である総合計画の基本構想に基づく、人権施策に関する分野別計画であり、本町が人権施策を推進(企画・実施・評価)する上での基本的な考え方等を示すものです。また、本町の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進することとしています。

３　計画の期間

この計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５ヵ年とします。具体的な施策は、「推進計画」に基づいて作成する「実施計画」により進行管理を図りつつ実施します。またその実施状況は、新温泉町人権啓発推進委員会に報告し単年度ごとに、その成果や課題を検証します。

第４　重要課題に対する現状と具体的な施策（実施計画）

１　人権教育及び人権啓発に関する重要課題

急激な社会変化により、少子・高齢化や情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化に伴い、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化しています。子どもや高齢者の虐待、いじめ、体罰、職場におけるハラスメントや、インターネットを悪用した差別事件などの人権侵害は後を立ちません。家族や地域、職場等での人と人のつながりや支えあいが薄れる「無縁社会」と呼ばれる状況の拡大も大きな問題となっています。

なかでも、重要な課題とされている、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネット等による人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、ＬＧＢＴ（性的少数者）等の人権課題については、これまでにも各課において、各分野別の計画などに基づき、その解決に取組んできたところです。

今後も、各課題の社会的な背景や、これまでの取組の成果や反省等を踏まえるとともに、人権問題が複雑化、多様化する傾向にあることから、必要に応じて各課と十分な連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進します。

【質問２】　あなたは、どのような人権や差別問題に関心をもっていますか。（３つまで）

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　同和問題	２７.１	２１.１
（2）　障がいのある人に対する差別	５４.３	５０.９
（3）　在日外国人に対する差別	１２.０	１３.６
（4）　男女に関する差別	２７.１	２７.４
（5）　子どもに関する差別	１９.６	１８.３
（6）　高齢者に関する差別	２２.２	２０.７
（7）　エイズ患者・ＨＩＶ（エイズ・ウイルス）感染者に対しての差別	5.8	2.2
（8）　ハンセン病に関する差別	－	2.4
（9）　インターネットによる人権侵害	２９.７	３２.９
（10）東日本大震災に起因する人権問題	7.3	6.7
（11）性的少数者（LGBT 等）に対しての差別	－	１２.８
（12）関心のあるものはない	8.9	9.3
（13）その他	3.4	2.0

『障がいのある人に対する差別』に50.9%と半数以上の人が関心をもっています。ついで『インターネットによる人権侵害』が32.9%、『男女に関する差別』が27.4%で上位を占める。新設の(11)『性的少数者に対する差別』は12.8%であり、関心が高いといえます。

《 前回調査との比較 》

前回調査よりﾎﾟｲﾝﾄが高いのは『インターネットによる人権侵害』（3.2 ポイント高）（3）『在日外国人に対する差別』（1.6 ポイント高）。逆にﾎﾟｲﾝﾄが低いのは(1)『同和問題』（6.0 ポイント低）『エイズ患者・・・』（3.6 ポイント低）、『障がいのある人に対する差別』（3.4 ポイント低）となっています。

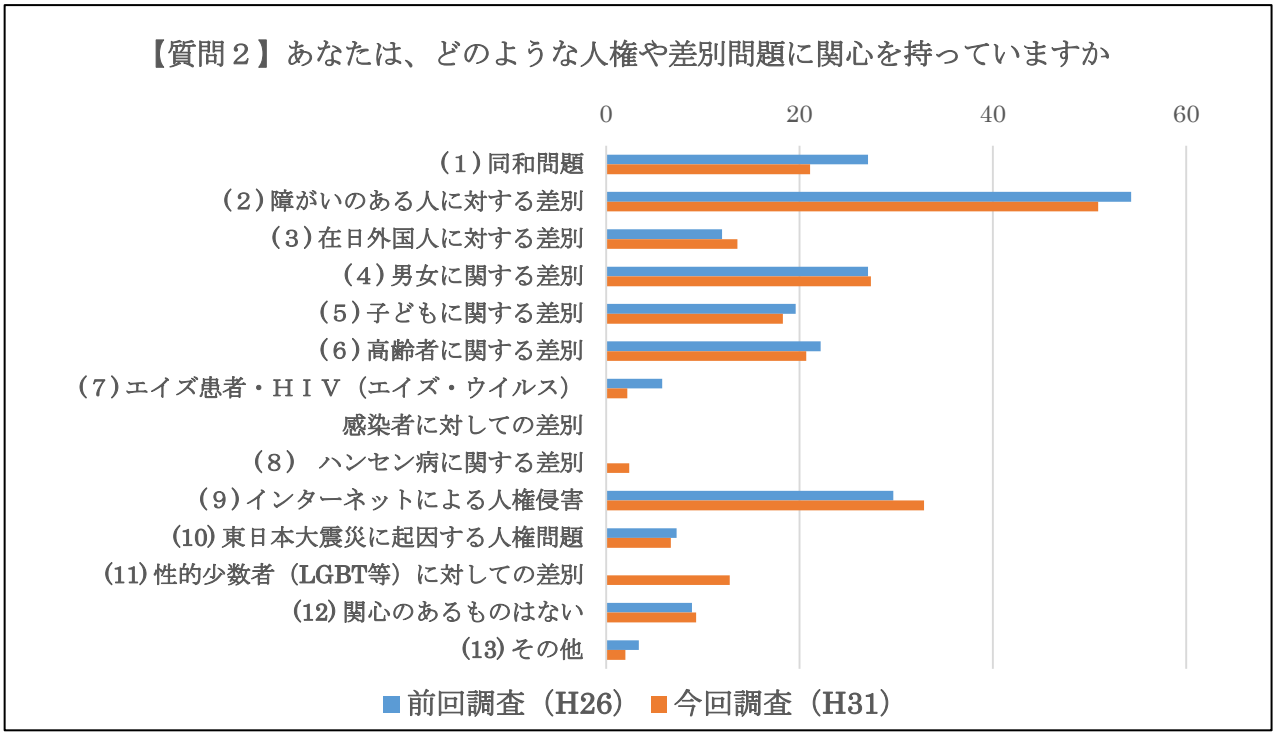

２　基本的事項の具体的な施策

共通課題（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

平成２２年に「第１次新温泉町人権施策推進計画」が策定されて以降、同和問題の解決をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、アイヌの人々、ＨＩＶ感染者等、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、ＬＧＢＴ（性的少数者）等などあらゆる人々の人権が尊重されるまちづくりをめざし「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」「人権学習会」「人権セミナー」をはじめ、教育の場での研究、実践、発表や関係団体との連携を進めてきました。

人権意識を高めるためには、生涯を通しての学習が必要であり、教育現場で子どもの発達段階に応じた指導を行うとともに、家庭や地域、職場と連携し、より広く効果的な人権教育や人権啓発が必要です。

人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に則した個別的な視点からのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重への理解が深まります。

また、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる現代社会では、一人ひとりの個性を尊重し、お互いの違いを認め合い、ともに支えあう「共生社会」の実現が求められています。そのためには、誰もが、人権と差別について理解を深めるとともに、多様な価値観を受け入れ、相手の立場を理解できる柔軟な感性を磨くとともに、人権を尊重することを当然のこととして、行動できる実践力を身につけることが必要となっています。

＜施策の方向性＞

人権施策推進計画と推進するにあたり、関係各課が推進計画について理解し、職員一人ひとりが自分とのかかわりを明らかにし、具体的な個別計画を作り上げます。一部の所管に任せず、すべての関係者が連携しながら取組む必要があります。

また、これまで長年にわたって蓄積された同和教育における経験や成果、地域的な特性なども十分に踏まえ、本町の各種計画に基づき、その周知と啓発・普及に努めます。今後の人権教育の内容、方法等については、町民がより参加しやすく、理解しやすくするとともに、町民が主体となって、人権のまちづくりに参画するなかで、町民一人ひとりの人権意識がさらに高まるように努めます。

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
差別をなくし人権文化をすすめる町民運動の推進	◎人権意識の高揚を図り、人権尊重の世論を高めるため、手法・内容を研究しながら欠かすことなく継続して効果ある啓発活動を実します。 人権啓発推進強調月間（8月）・週間（12月） ・差別をなくし人権文化をすすめる町民運動 事業所訪問による人権啓発の実施 各地区人権学習会の開催 旧浜坂小学校区人権学習会の開催(7校区) 各種団体・企業等人権学習会の開催 街頭啓発コンサート及びパレードの実施 のぼり、横断幕、懸垂幕の設置 パンフレット・啓発グッズの作成配布 町広報紙・行政放送による人権啓発 ・本人通知制度事前登録の推進 ・人権講演会の開催（人権を考えるつどい） 人権ポスター・標語事業の実施	 人権推進室 町民安全課・人権推進室 人権推進室
人権啓発方針の推進	◎人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図ります。 ・人権啓発推進委員会の充実 ・人権啓発方針の推進 ・人権啓発施策の推進 ・人権施策推進計画の推進	 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室
町民のニーズにあった広報・情報提供	○人権施策の企画・運営に当たっては、町民の理解と親しみの持てるものとするため、積極的に広報・情報包み供に努めます。 ・町広報紙「しんおんせん」の発行 ・人権に関する図書の拡充と広報啓発 ・人権啓発パンフレットの作成配布 ・文化会館だよりの発行 ・人権教育協議会「えがお」の発行 ・教育委員会「ひらり」の発行 ・人権ビデオ等の貸出紹介	 企画課 生涯教育課 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室
各種事業計画の立案	◎様々な事業計画の策定において、人権尊重の理念をもって立案にあたります。 ・第３次男女共同参画社会プラン策定 ・第２次総合計画　策定 ・第３期障がい者福祉計画策定 ・第５期障がい福祉計画策定 ・第７期保健福祉計画及び介護保険事業計画策定 ・第３次情報化計画策定 ・第２期教育振興基本計画策定 ・子ども子育て支援事業計画策定	 人権推進室 企画課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 企画課 こども教育課 こども教育課
情報公開と個人情報漏洩による人権侵害等に関しての対応	◎個人情報の適正な取り扱いの確保に努め、町の実施機関が保有する個人情報の利用停止を求める権利を明らかにします。 ・個人情報保護条例の施行 ・情報公開条例の施行 ・住民票の写し等本人通知制度事前登録の推進	 総務課 総務課 町民安全課・人権推進室

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
窓口対応の充実	◎人権に配慮した窓口事務・対応に努め、各係の連携体制を強化します。	各課共通
各種相談窓口の充実	◎町民からの相談・苦情や要望・提案等に、適切な対応がとれるよう各種窓口間で連絡・調整を図ります。 ・行政相談の実施 ・人権相談の実施 ・心配ごと相談の実施 ・緊急職業相談の実施 ・ニート・ひきこもり相談の実施 ・障がい者相談の実施 ・教育相談の実施 ・消費生活相談の実施 ・保健・福祉相談の実施	 総務課 総務課 健康福祉課（社協） 商工観光課 商工観光課 健康福祉課 こども教育課 地域振興課 健康福祉課
人権擁護活動の定着・普及	◎人権尊重のまちづくりの展開は、行政の対策に加えて、町民レベルでの地域コミュニティに根ざした人権擁護活動の定着・普及に努めます。 ・人権相談の実施 ・人権擁護委員体制の充実 ・人権啓発活動実施	 総務課 総務課 人権推進室
人権教育及び啓発活動の指導員体制の充実	◎人権教育・人権啓発の推進について、指導者を各分野から確保し、指導者研修を、充実・手法・教材等の開発に取組、住民学習に対応できる指導体制の確立に努めます。 ・人権啓発指導員体制の充実 ・人権啓発指導員会・研修会実施	 人権推進室 人権推進室
町職員のそれぞれの職場に応じた人権意識を高める資質向上の研修	◎すべての職員について、それぞれの職務に応じた人権意識を高めるための研修の充実を図ります。 ・全職員対象人権研修会の開催	 総務課・人権推進室
人権施策の総合連絡調整及び推進	◎町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てるまちづくりのための行政施策（人権施策）を推進します。 ・人権施策行政推進会議の開催 ・人権施策推進計画の推進	 人権推進室 人権推進室
災害時における支援対策	◎災害時における災害弱者の支援対策及び連絡体制の強化を図ります。 ・消防団活動及び機材の充実 ・避難行動要援護者支援台帳に基づいて災害時要援護者支援の充実 ・被災世帯への訪問の実施 ・民生委員・児童委員との連携	 町民安全課 町民安全課 健康福祉課 健康福祉課
実態調査及び意識調査の実施	◎町民の人権に関する意識調査を実施し、人権意識及び啓発の成果また課題を把握し、今後の人権施策に活かします。 ・人権に関する町民の意識調査の実施	 人権推進室

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
人権教育事業の充実	◎体験活動を含めた学習を通じて人権課題解決への力を養います。	
	・ささゆり・ひまわり学級の開講（小・中学生）人権表現学習、仲間づくり学習の実施	人権推進室
	◎人権ポスター、標語の作成を通して人権意識の高揚を図り差別解消を図ります。	
	・人権ポスター、標語事業の実施 学校児童生徒・町民対象	人権推進室
	・人権学習啓発冊子「ひらり」の作成 学校児童生徒による、人権作文、人権ポスター、人権標語作品掲載	人権推進室
	◎学校及び認定こども園において、差別・人権課題の現状を踏まえ、人権に関わる教育課題を的確に把握し、人権教育を充実するため、教職員の資質の向上を目指し研修を深めます。	
	・教職員・ＰＴＡ人権研修会の開催	こども教育課
	◎差別・人権問題を解消するため、すべての町民を対象とした人権学習会を開催します。	
	・公民館等生涯学習講座における人権学習会の実施	人権推進室
	・地区公民館を中心に校区別人権学習会	人権推進室
	・生涯学習推進委員を中心に人権学習会	人権推進室
	・人権教育推進員を中心に人権学習会	人権維新室
	・地区ふれあい子育て学級を中心に人権学習会	人権推進室
	・各種団体・企業等を中心に人権学習会	人権推進室
	・職域別人権学習会	人権推進室
	・人権セミナー　人権講座の開催	人権推進室
	・人権研修会の参加	人権推進室
	・区長町内会長中心とした地区別人権学習会	人権推進室
各種団体との連携強化	◎新温泉町人権教育協議会等各種団体と連携協力しながら人権教育及び人権啓発を推進します。	
	・人権講演会、人権セミナー、各種団体事業所等人権研修会	人権推進室
	・就学前、小、中、高等学校における取組	こども教育課
	・文化会館と連携した住民交流事業	人権推進室
	・機関紙発行啓発	人権推進室
	・但馬地区人権教育研究協議会等との連携	生涯教育課
	・県人権教育研究協議会との連携	生涯教育課

３　各人権課題別の具体的な施策

（１）同和問題（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題と位置づけ、早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」ことを踏まえ、本町においても同和問題の解消に向け積極的に取組んできました。その結果、物的な生活環境をはじめさまざまな面で存在していた格差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も着実に推進されたことにより、心理的差別についても少しずつではあるものの解消が進んできました。

今後も粘り強く積極的に取組むと同時に、インターネットによる差別事案等、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面において差別意識の較差の是正を解消することが重要な課題となっています。

＜施策の方向性＞

こうした差別意識の解消を図るため、これまでの教育及び啓発の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として、発展的に再構築し、学習教材や研修手法などに工夫をこらしつつ、学校、地域、職場などでのさまざまな機会をとらえた教育及び啓発に取組んでいきます。

文化会館においては、今後とも周辺地域住民の交流の場として、人権教育・人権啓発の拠点となるよう、その充実に努めます。

各種人権相談、差別事象については、法務局、人権擁護委員などの関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図ります。

【主な関係法令等】

・水平社宣言（Ｔ11）
・世界人権宣言（S23.12採択）
・日本国憲法（S22.5施行）
・同和対策審議会設置法（Ｓ35施行）
・同和対策審議会（Ｓ40答申）
・同和対策事業特別措置法（Ｓ44施行）
・地域改善対策特別措置法（Ｓ57施行）
・人権擁護施策推進法（H9施行）
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12.施行）
・新温泉町人権啓発推進条例（H17.10施行）
・第2次新温泉町人権施策推進計画(H27年3月策定)
・部落差別解消推進法(平成28年12月16日施行)

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
人権啓発方針に沿った人権教育・啓発の推進	◎人権啓発方針に基づき、部落差別、人権問題の解消を図るため、地域社会における人権教育及び人権啓発を推進します。 ・地区別人権学習会の開催 ・校区別学習会の開催 ・人権セミナーの開催 ・各種団体・企業等人権学習会の開催 ・町職員人権研修会の開催 ・人権講座の開催 ・人権啓発パンフレットの作成配布 ・町広報紙による人権啓発 ・人権啓発指導員体制の充実 ・住民票の写し等本人通知制度事前登録の推進	 人権推進室 人権推進室 生涯教育課 人権推進室 総務課・人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 町民安全課・人権推進室
文化会館運営の充実	◎人権施策推進の重要拠点として、その設置の趣旨を踏まえたうえで、文化会館の機能強化を図ると共に人権啓発に関わるイベントや、学習会、研修会の企画・実施・情報発信や地域学習活動、文化・スポーツ等の支援など、人権教育・啓発推進機能の強化に努めます。 ・文化会館運営委員会の充実 ・文化会館事業の充実 住民交流学習「人権講座」の開催 地域交流スポーツ事業の実施 高齢者交流会の開催 近隣文化祭による交流事業の実施 教養文化講座の開催 講座生による交流事業(観月会）の実施 近隣町内会長会議開催 会館利用者の人権学習会の開催 啓発ビデオ教材等の購入 学習利用者の図書室解放及び貸出 各種相談業務の実施 ひまわり・ささゆり事業の実施	 人権推進室 人権推進室
人権相談の充実及び相談窓口のＰＲ	◎広報等により毎月相談窓口の周知徹底を図り、相談者の人権に配慮し、人権擁護委員を中心に関係機関との連携を強化し適切な対応を図ります。 ・人権相談の実施	 総務課

（２）女性（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

人の意識や行動、社会の習慣の中には、「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識や「男性が女性よりも優位である」という性差別意識、さらには、固定的・画一的に「男らしさ」「女らしさ」をとらえるといった、いわゆるジェンダーによる偏見などが根強く残っていることがあげられます。こうした意識の解消を図り、男女が平等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し得る「男女参画社会」の実現を目指し、本町では「第３次新温泉町男女共同参画社会プラン」を積極的に押しすすめてきました。

しかし、現実には今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、種々の男女差別を生む原因となっています。女性問題は女性だけの問題ではなく、男性自身、男性に対する「固定的性別役割分担意識」を違う視点でとらえることにより、男性がより暮らしやすくなる社会を築いていけるよう取組む必要があります。

＜施策の方向性＞

あらゆる場面で女性の意思を反映させた施策の展開ができるよう、審議会等への女性登用や地域における女性リーダーの要請を推進します。また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づき、男女がともに仕事と生活を両立させ、安心して暮らせる環境、家庭づくりに努めます。また、特に、ＤＶやセクハラ・パワハラ等各種のハラスメントに関する人権問題を防止するため、関係機関と連携を強化するなど支援体制の充実に努めます。

【主な関係法令等】

- 勤労婦人福祉法（Ｓ47施行）
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律＜男女雇用機会均等法＞（S61施行）
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約＜女子差別撤廃条約＞（S54 施行）
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律＜育児・介護休業法＞（H4.4 施行）
- 男女共同参画社会基本法（H11.6 施行）
- ストーカー行為等の規制等に関する法律（H12.11 施行）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律＜ＤＶ防止法＞（H13.10）
- 新温泉町特別事業主行動計画（H24.3 策定）
- 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（H26.11 施行）
- 第３次新温泉町男女共同参画社会プラン(H30.6 策定)

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
人権を尊重した男女共同参画社会への意識づくり	◎男女が対等の立場に立って、「男は仕事、女は家庭」といった従来の固定的性別役割分担意識を解消し、それぞれの個性と能力を十分に発揮、協力しながら活躍できる社会の実現をめざし、家庭、地域、職場などで学習活動や啓発を積極的に推進します。 ・第３次男女共同参画社会プランの推進 （計画期間：H29～R3） ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定の推進 （計画期間：R2～R6） ・町広報紙による男女共同参画社会プランの啓発 ・男女共同参画週間の周知 ・響ネット美方郡地区会との連携 ・人権学習会・人権講座の開催 ・人権セミナーの開催 ・各種団体・企業等人権学習会の開催 ・男女共同参画社会プラン推進委員会の充実 ・県男女共同参画推進員との連携 ・男女共同参画の視点に立つ生涯学習の充実 ・男女共同参画センターなどの拠点づくり ・公民館女性教養講座の開催 ・公民館男子調理教室 ・女性団体育成事業 ・結婚活動推進委員会	 人権推進室 こども教育課 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 生涯教育課 生涯教育課 生涯教育課 企画課
政策・方針決定の場への女性参画の推進	◎各種審議会等への委員に積極的に女性登用を推進します。 ・女性管理職の登用促進 ・各種審議会等へ女性登用の推進	 総務課 人権推進室
子育てをしやすい支援と働きやすい職場にする男女共同参画社会の推進	◎男女が安心して仕事と家庭を両立できる条件整備を推進します。 ・男子調理教室 ・男女雇用機会均等法など関連制度の周知 ・育児休業・介護休業制度の普及啓発 ・女性の就業機会の拡大と支援 ・子育て支援サービスの充実 ・保育の充実 ・相談支援体制の充実 ・子育てをしやすい就労体制づくりの推進 ・健康管理の支援相談の実施 ・特定事業主行動計画の推進	 生涯教育課 商工観光課 商工観光課・総務課 商工観光課 こども教育課 こども教育課 健康福祉課 商工観光課 健康福祉課 総務課

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
さまざまな暴力を許さない意識啓発・相談体制の充実	◎女性に対する暴力を根絶するため、社会全体で推進します。 ・配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画の推進 ・要保護児童対策地域協議会との連携 ・相談支援体制の充実 ・ＤＶに対する相談支援体制の充実 ・ＤＶ被害者への支援措置(被害者保護) ・高齢者ＤＶ相談体制の充実 ・障がい者虐待防止センターの機能の充実 ・こころのケア相談体制の充実 ・職場におけるハラスメントに対する防止対策 ・関係機関との連携強化 ・さまざまな職場におけるハラスメントに対する防止対策 ・広報による人権啓発 ・デートＤＶに対する防止対策	健康福祉課・人権推進室 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 総務課 商工観光課 人権推進室 人権推進室 こども教育課・生涯教育課

（3）子ども（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

近年、大量の物や情報が氾濫する一方で、少子化や核家族化、地域社会の関係の希薄化等子どもを取り巻く家庭や社会環境は著しく変化をしています。このような状況において、児童虐待、家庭内暴力、学校におけるいじめ等子どもをめぐる問題が深刻化しており、特に児童虐待相談件数は増加傾向にあります。このような子どもの人権をめぐる背景には、家庭、社会環境などの変化のほか、子どもの自律心や社会性の欠如が起因として存在していると考えられます。

こうした問題を解決するため、行政と家庭、学校、地域、関係団体等が連携を図り、青少年の健全な育成活動を展開するなど総合的に取組むことが求められています。

＜施策の方向性＞

「子どもの権利条約」の趣旨に則した啓発活動に努めるとともに、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等が、それぞれの責任を自覚し、子どもを健やかに育てるための環境づくりを進めるとともに、家庭や地域の果たす役割やいじめの防止、規範意識の高揚と啓発に努めます。また、認定こども園、学校教育活動の全体を通じて、園児、児童、生徒の人権意識の高揚と定着を図るとともに認定こども園、学校、家庭、地域等が連携して、子どもの豊かな心を育む活動を展開します。

近年、児童虐待やいじめ・子どもを狙った犯罪など、子どもの人権侵害が後を絶ちません。子どもを守れる環境をつくると同時に、一人の人間として子どもの意思や願いが尊重される社会づくりに努めます。

【主な関係法令等】

- 教育基本法　（S22.3 施行）
- 児童福祉法　（S23.1 施行）
- 児童の権利に関する条約（H1.11 採択）
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（H11.11 施行）
- 児童虐待の防止等に関する法律（H12.11 施行）
- 次世代育成支援対策推進法（H15.7 施行）
- 少子化社会対策基本法（H15.9 施行）
- 新温泉町次世代育成支援・すこやか親子21行動計画（H19.3策定）
- 新温泉町地域福祉計画（H21.3策定）
- 新温泉町教育振興基本計画（H24.3策定）
- 新温泉町子どもの読書活動推進計画（H25.5策定）
- 子ども・子育て支援事業計画(H27.3策定)
- 第2期新温泉町教育振興基本計画（H29.3策定）

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
子育て環境づくりの推進	◎すべての子どもがこころ豊かな人として健やかに成長発達できるよう、子どもが自ら生きる力を培い、のびのびと行動できる遊びや教育、子育て環境づくりを推進します。	
	・第２期子ども・子育て支援事業計画の推進（計画期間：R2～R6）	こども教育課
	・第３次男女共同参画社会プランの推進（計画期間：H29～R3）	人権推進室
	・人権啓発パンフレット	人権推進室
	・第２次地域福祉計画の推進（計画期間：H30～R9）	健康福祉課
	・地域子育て支援センター事業の実施	こども教育課
	・まちの子育て広場事業の推進	こども教育課
	・町広報紙による人権啓発の実施	人権推進室
	・子ども・子育てサービスの充実	こども教育課
	・子ども・子育て会議	こども教育課
	・認定こども園運営事業の実施	こども教育課
学校における人権意識の高揚	◎学校教育活動を通じて、子どもの人権意識の高揚と定着を図るとともに、学校、家庭、地域等が連携して、子どもの豊かな心を育む活動を展開します。	
	・いきいき学校応援事業の実施	こども教育課
	・放課後児童対策の実施	こども教育課
	・学校、認定こども園間の連携強化	こども教育課
	・人権教育基本方針の推進	こども教育課
	・第２期教育振興基本計画の推進	こども教育課
	・スクールアシスタント配置事業(小・中学校)	こども教育課
総合的な学びの体験を通しての学習を推進	◎子どもの生きる力を醸成する環境の充実を図ります。	
	・人権教育事業	こども教育課
	・青少年健全育成推進事業の実施	生涯教育課
	・世代間交流の推進	生涯教育課
	・生涯学習の推進	生涯教育課
	・中学校海外研修事業の実施	生涯教育課
	・中学校海外受入事業の実施	生涯教育課
	・青少年育成指定コミュニティスポーツ事業	生涯教育課
	・公民館講座事業（こども体験教室）	生涯教育課
	・少年少女音楽隊育成事業の実施	生涯教育課
	・地域で共育、土曜チャレンジ事業の実施	生涯教育課
	・自然学校、トライやる・ウイーク推進事業の実施	こども教育課
	・人権学習啓発資料「ひらり」の配布	人権推進室
	・ボランティア活動体験の推進	こども教育課

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
相談・支援体制の推進	◎子どもの人権の尊重及び保護に向けて、相談・支援等、子どもを安心して育てられる環境整備を推進します。	
	・子育て相談事業の実施	こども教育課
	・民生委員・児童委員活動の充実	健康福祉課
	・犯罪等の被害から守るための活動の推進	町民安全課
	・福祉相談の実施	健康福祉課
	・保健・医療相談の実施	健康福祉課
	・広報による虐待防止啓発の実施	健康福祉課
	・子育てに係る経済的支援対策の充実	こども教育課
	・子どもホットライン事業の実施	こども教育課
	・要保護児童対策地域協議会の開催	健康福祉課
	・障がいのある子どもを持つ家庭への支援	こども教育課・健康福祉課
	・子ども相談室の設置	こども教育課
	・子ども相談の実施	こども教育課
	・教育相談	こども教育課
	・子ども人権110番の実施	総務課・こども教育課
	・小児医療体制の充実	公立浜坂病院

（４）高齢者（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

超高齢化社会となり、独居・高齢者世帯が増え、認知症高齢者の増加などの課題が見えてくる中で、高齢者が家族や社会の中で生きがいを持って健やかな生活を過ごすことができるよう、様々な高齢者の学習機会の充実や意識啓発が図られています。一方、高齢者に対する身体的、精神的な虐待などの高齢者の人権に関する問題や、高齢者を対象とした悪質商法の犯罪が多発しています。認知症高齢者も年々増加しており、地域全体で高齢者を見守り、支えていく取組みが必要となっていきます。

＜施策の方向性＞

「新温泉町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等により在宅保健福祉サービスの充実や保健福祉施設の整備、生きがい・健康づくり対策、高齢者に優しい住みやすいまちづくりなど高齢者の総合的な福祉の増進に努めます。

認知症高齢者の増加が、今後も見込まれる中で、認知症の方の権利が守られ、生きがいを持って生活できるように認知症対策の充実を図ります。また、だれもが迎える高齢期を、住み慣れた町で安心していきいきと暮らせる町をつくるため積極的に支援します。

【主な関係法令等】

・老人福祉法　（S38.8 施行）
・高齢者等の雇用の安定等に関する法律（S46.5 施行）
・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（H6.9 施行）＜ハートビル法＞
・高齢社会対策基本法（H7.12 施行）
・介護保険法（H9.12 施行）
・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（H12.11 施行）　＜交通バリアフリー法＞
・高齢者の居住の安定確保に関する法律（H13.10 施行）
・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4 施行）
・第７期新温泉町高齢者保健福祉計画及び新温泉町介護保険事業計画（H30.3 策定）

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
高齢化社会への対応と人権を尊重する教育啓発の推進	◎各種福祉施策について正しい理解が深まるよう、広く住民に対して広報紙、ホームページなどを活用した事業を実施します。	
	・町広報紙による人権啓発	人権推進室
	・認知症予防・食生活・運動指導事業の実施	健康福祉課
	・在宅福祉サービスの充実	健康福祉課
	・生活支援事業の実施	健康福祉課
	・介護予防・生きがい活動支援事業の実施	健康福祉課
	・キャラバンメイトによる認知症の方への理解をうながす啓発活動の実施	健康福祉課
	・第２次健康しんおんせん21健康増進計画の推進（計画期間H30～R9）	健康福祉課
	・生涯学習事業の実施	生涯教育課
	・公共施設等のユニバーサルデザインの推進	建設課・商工観光課・総務課・健康福祉課
	・人権学習会・人権講座の開催	人権推進室
	・人権セミナーの開催	人権推進室
	・第７期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進（計画期間：H30～R2）	健康福祉課
高齢者の介護支・虐待防止相談体制の整備	◎寝たきり高齢者や認知症高齢者がおられる家族からの相談や、ひとり暮らし、高齢者夫婦に対する支援体制を充実します。	
	・地域包括支援センターと、認知症相談支援センターの機能強化	健康福祉課
	・健康・介護相談の実施	健康福祉課
	・地域ケア会議の開催	健康福祉課
	・サービス提供事業者への支援・指導	健康福祉課
	・高齢者虐待等への対応	健康福祉課
	・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の充実	健康福祉課
	・成年後見制度の普及啓発、利用しやすい体制整備	健康福祉課
	・民生委員・児童委員活動の充実	健康福祉課
	・介護保険制度の推進	健康福祉課
	・介護保険サービス利用への支援	健康福祉課
	・福祉用具購入・住宅改修給付事業の実施	健康福祉課
	・外出支援サービス事業の実施	健康福祉課
	・高齢者在宅福祉事業の利用促進	健康福祉課
	・高齢者福祉タクシー助成事業の実施	健康福祉課
	・入所・通所施設のサービスの確保	健康福祉課・公立浜坂病院
	・在宅介護サービスの充実	健康福祉課
	・緊急通報体制の充実	健康福祉課
	・住宅改造助成事業の実施	健康福祉課
	・健康・介護予防講座の実施	健康福祉課
	・こころのケア相談の実施	健康福祉課
	・高齢者人権あんしん相談	総務課
	・関係機関との連携	健康福祉課
	・高齢者見守り事業所、協定の締結	健康福祉課
	・高齢者等見守りＳＯＳネットワークの普及	健康福祉課

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
高齢者の生きがいづくりと労働環境の整備	◎生きがいづくりと社会参加を促進します。 ・シルバー人材センター活動事業 ・すこやかクラブに対する助成事業の実施 ・高齢者大学の活動支援 ・高齢者交流事業の実施 ・いきいき百歳体操など集いの場の支援 ・世代間交流の推進 ・高齢者就業相談の実施	 商工観光課 健康福祉課 生涯教育課 人権推進室 健康福祉課 生涯教育課 商工観光課

（5）障がいのある人（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

障がいのある人の日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等において差別や偏見などによるさまざまな障壁があります。例えば、道路の段差や階段、エレベーターの不備などの物理的なもの、さらには、差別や偏見等の心理的なもの等があります。

障がいは、誰にとっても無縁なものではありません。障がいのある人が一人の人間として尊重され、その権利が保障されるよう、障がいのある人の人権施策を一層推進していくことが求められています。

＜施策の方向性＞

障がいのある人に対する差別や偏見など、人々の意識の中にある障壁を取り除き合理的配慮が必要なバリアフリー化を進めます。そのためには、障がいのある人に対する理解を促進させ、ノーマライゼーション（※障がいのある人と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会）の理念を普及させることが重要です。そして、障がいのある人に対する人々の理解を深め、さまざまな行事やメディアを通じて啓発、広報を推進するとともに、スポーツ、レクリェーション、文化活動、ボランティア活動などを通じて、障がいのある人との交流を積極的に促進します。

また、障がいのある人からの相談に応じ必要な支援を行うとともに権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業の充実に努めます。

【主な関係法令等】

- 身体障害者福祉法（S25.4 施行）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　（S25.5 施行）
- 知的障害者福祉法（S35.4 施行）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（S35.7 施行）
- 障害者基本法（S45.5 施行）
- 発達障害者支援法（H17.4 施行）
- 障害者自立支援法（H18.4 施行（一部 H18.10 施行））
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（H6.9 施行）＜ハートビル法＞
- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（H12.11 施行）　＜交通バリアフリー法＞
- 身体障害者補助犬法（H14.10 施行）
- バリアフリー新法（H18.12 施行）
- 障害者総合支援法（H25.4 施行）
- 障害者差別解消法（H28.4 施行）

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
障がいのある人に対する理解を促進し意識の醸成に努める	◎障がいのある人に対する理解を促進し、ノーマライゼーションの理念を普及させ啓発・広報活動を推進します。 ・町広報紙による人権啓発 ・障がい者福祉の情報提供の充実 ・人権学習会・人権講座の開催 ・人権啓発パンフレット作成 ・人権セミナーの開催 ・ユニバーサルデザインの推進	 人権推進室 健康福祉課 人権推進室 人権推進室 人権推進室 建設課・商工観光課 総務課・健康福祉課
障がい者団体・組織の育成、支援	◎町内関係団体に福祉制度の周知、普及啓発を行い、補助、活動支援を行います。 ・地域活動支援センターの支援 ・障がい者団体活動助成事業の実施	 健康福祉課 健康福祉課
交流学習支援	◎障がいのある人を対象に学習を実施します。 ・青い鳥学級の開催 ・交流事業、交流教育推進事業の実施 ・障がい児日中一時支援事業の実施 ・生涯スポーツ、文化、活動の推進	 生涯教育課 こども教育課 健康福祉課 健康福祉課
居宅サービスの提供と相談体制、情報提供の充実	◎必要に応じて居宅介護等の居宅サービスを提供するとともに、相談体制、情報提供の充実を図るなど、障がいのある人が安心して暮らせるための支援活動を推進します。 ・保健福祉助成事業の実施 ・福祉ボランティアとの連携 ・保健・医療・福祉相談事業の実施 ・教育相談事業の実施 ・障がい者福祉手引きの作成配布 ・サービス提供事業所との利用調整 ・公営住宅の障がい者の入居受け入れ ・民生委員・児童委員活動の充実 ・成年後見制度の普及 ・障がい者自立支援協議会の充実 ・障がい者支援・自立支援給付事業の実施 ・地域自立支援協議会の開催 ・入所・通所施設サービスの確保 ・日常用具購入事業の実施 ・住宅改造助成事業の実施 ・障がい児（者）相談支援業務の実施 ・障がい区分認定審査会開催 ・障がい者移動相談の実施 ・日常生活環境の充実 ・療養個別訓練（はばたき教室）の実施 ・障がい者虐待防止センター機能充実 ・手話奉仕員養成事業の実施 ・障がい者の人権あんしん相談	 税務課・健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 こども教育課 健康福祉課 健康福祉課 建設課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 健康福祉課 総務課 人権推進室

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
障がい者の働く場・活動の整備	◎障がいのある人が社会の構成員として、障がいのない人と同様に地域の中で健康で文化的な生活を送ることができるように、グループホーム等、働く場・活動の場として作業場等の支援に努めます。	
	・地域生活支援事業（地域活動支援センター）の実施	健康福祉課
	・自動車免許取得及び自動車改造助成事業の実施	健康福祉課
	・障がい者雇用に対する企業への啓発	商工観光課
	・関係機関との連携及び情報提供	商工観光課
	・町職員への雇用促進	総務課
	・ユニバーサルデザインの整備	建設課・商工観光課・　総務課・健康福祉課

（6）外国人（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

国際化の進展に伴い、日常生活の中で外国人と地域社会とのかかわりが深くなり、外国人が住みやすく活動しやすい、ともに生きる環境づくりをすすめ「こころの国際化」に努める必要があります。

しかし、言語や習慣、文化等への理解不足から、偏見や差別が生じており、お互いの人権を尊重した社会環境を整備することが求められています。

＜施策の方向性＞

国際交流を促進し、異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、異なる文化、生活習慣や価値観への理解を深めるなど、国際感覚の向上に努めます。地域で生活する外国人の人権を守るために、お互いの違いを正しく認識し尊重しながら、ともに信頼し合って暮らすことのできる町の実現をめざします。

【主な関係法令等】

・外国人登録法（S27.4 施行）
・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（H21.4 施行）
・ヘイトスピーチ解消法(平成28年6月施行)

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
多文化共生社会の実現	◎国籍、民族を問わず外国出身者が地域社会に参画できるまちづくりを推進します。	
	・町広報紙による人権啓発	人権推進室
	・在住外国人の相談体制の充実	商工観光課
	・地域行事への参加促進	健康福祉課・商工観光課
	・案内看板の外国語表記や案内窓口の充実	商工観光課
	・日韓交流活動ハングル講座の開催	商工観光課
	・中国人に対しての日本語講座の実施	商工観光課
	・外国人に対しての防災の啓発	町民安全課
	・接客・英会話講座開設	商工観光課
	・町政情報の提供	商工観光課
	・人権学習会・人権講座・人権セミナーの開催	人権推進室
国際交流事業の推進	◎国際交流活動をはじめとして、広く海外との交流を促進し、人材、情報、文化など、幅広い交流活動を推進します。	
	・中学生海外研修・受入事業の実施	生涯教育課
	・国際交流ホームステイ交流事業の実施	商工観光課
	・新温泉町国際交流協会の活動支援	商工観光課
	・英語指導助手配置事業の実施	こども教育課
	・外国人漁業研修生受入事業の実施	農林水産課

（7）ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

エイズについては、これまで正しい知識の普及啓発が行われてきましたが、依然、患者・感染者に対する差別や偏見が見受けられます。

また、ハンセン病については、平成８年に「らい予防法」が廃止されるまで、国立ハンセン療養所に一律に隔離され、患者やその家族は多大な精神的苦痛を強いられてきました。

これらの感染症については、感染力が弱く日常生活では感染しないこと、エイズについては、発病を遅らせる治療薬が開発されており、また、ハンセン病については、現在は短期間で治癒する病気となったことなどから、感染者等については、普通の社会生活を営むことが可能であり、かつ、その権利を有していることなどについて理解を深めていくことが重要です。

＜施策の方向性＞

啓発資料の配布、家庭や地域、学校での正しい知識を普及する啓発活動を行い、ＨＩＶ感染者・ハンセン病罹患者等への理解を深め、感染者や患者に対する差別意識解消に努めます。

【主な関係法令等】

・後天性免疫不全症候群の予防に関する法律＜エイズ予防法＞（H元.2施行）
・らい予防法の廃止に関する法律（H8.4 施行）
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（H11.4 施行）
・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律（H12.6 施行）
・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（H21.4 施行）
・ハンセン病家族補償法（R1.11施行）

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
啓発の充実	◎正しい知識の普及を図ることにより偏見や差別意識を解消します。 ・町広報紙による人権啓発 ・人権学習会・人権講座の開催 ・人権セミナーの開催	 人権推進室 人権推進室 人権推進室
正しい知識の普及と予防に向けての啓発活動	◎正しく理解するため、情報提供や教材を利用し正しい知識の普及を図ります。 ・児童生徒の発達段階に応じた教育の充実 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく防疫対策 ・学校教育における性教育の充実 ・業務関連部署職員等の人権課題研修の開催 ・相談窓口の設置と相談体制の充実	 こども教育課 公立浜坂病院・健康福祉課 こども教育課 公立浜坂病院・健康福祉課 公立浜坂病院 健康福祉課

（8）インターネットによる人権侵害（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

情報処理技術は飛躍的に向上しており、パソコンや携帯電話を急速に発展させ、特にスマートフォンの普及によって、当初のＩＴ（情報技術）からＩＣＴ（情報通信技術）という考え方に変化しています。いつでも、どこからでも情報の発信・取得・交換ができるようになり利便性は格段に向上しています。一方、個人情報の紛失や流失があとを絶ちません、また中には悪意を持って発信された情報があるため、個人が正しい情報を見極めることは大変難しい状況となっています。

今回の「意識調査」でも「他人へのひどい悪口、誹謗中傷（根拠のない嫌がらせ・悪口）や差別的な表現などを掲載すること」を問題として選択した人が 64.7%あることから、必ずしも正しい情報が発信されていないことを多くの人が認識しています。

本町では、町の保有する住民情報などに関して運用管理の徹底を図るため、平成 17 年に「新温泉町個人情報保護条例」を施行し、個人情報に対する行政責任を明確にしました。

＜施策の方向性＞

今後においても、情報化の進展が社会にもたらす影響を考え、人権尊重の視点から情報の収集や発信におけるモラルについて正しい理解が得られるように、家庭や地域、学校などさまざまな場において情報化社会の人権に関する学習や啓発を進めます。

また、人権や財産が脅かされることがないように、各種の伝達手段を用いて広報に努めるとともに、個人情報保護の徹底に向けた取組を推進します。

インターネットにおける悪質な書き込みに関しては､｢特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）｣などに基づき、関係機関と連携のもと対応を行います。

【主な関係法令等】

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律＜プロバイダ責任制限法＞（H14.5 施行）
- 新温泉町個人情報保護条例（H17.10 施行）
- 新温泉町情報化計画（H19.3 策定）
- 第３次新温泉町情報化計画（H29.2 策定）

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
インターネット上の人権侵害事象への適切な対応	◎法務局や警察等関連機関との連携を深めながら、インターネット上の人権侵害事象については、削除の要請等適切な対応に努めます。 ・町広報紙による人権侵害等の啓発 ・人権学習会、人権セミナーの開催 ・第３次新温泉町情報化計画の推進	 人権推進室 人権推進室 企画課
学校・家庭における情報モラルの育成	◎インターネットやスマートフォン機能を悪用した「ネットいじめ」等の人権侵害、また、有害サイト等の情報に対して、児童・生徒が対応できる能力を育成します。そのため児童・生徒のインターネットやスマートフォンにかかわる問題に対応する情報教育に係る計画を作成し情報教育の充実を図ります。また、有害サイト接続防止等、家庭における情報モラルの向上を支援します。 ・インターネットによる情報教育の推進	 こども教育課 生涯教育課

（9）ＬＧＢＴ（性的少数者）（現状と課題・施策の方向性）

＜現状と課題＞

性に関する概念は、体の性別のほかに、心の性別とよばれる「性自認」、どの性別の人を性愛の対象とするかという「性的志向」、さらに、どのような振る舞いや見た目を選択するかという「表現における性」等があります。

ＬＧＢＴ（性的少数者）の方は、約１３人に１人おられるとされ、左利きの人口や、血液型がＡＢ型の人口と同じくらいおられると言われています。

ＬＧBT（性的少数者）の方が一人の人間として尊重され、その権利が保障されるよう、人権施策を一層推進していくことが求められています。

＜施策の方向性＞

セクシャルマイノリティに対する関心は世界的に高くなっており、どのような性的指向や性自認を持っていたとしても、特別視することなく、すべての人がありのままの自分でいられるような社会をめざす必要があります。

ＬＧＢＴ（性的少数者）の方に対してして理解をし、差別や偏見などがないように人々の意識を変えて行くため研修研鑽をしていきます。

【主な関係法令等】

・人権教育・啓発に関する基本計画に同性愛者への差別といった性的志向に係る問題解決に資する施策の検討（平成 14 年３月 15 日閣議決定）
・性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（平成 15 年施行）
・いじめ防止対策推進法の基本方針が改定されＬＧＢＴへの対応が盛り込まれる（平成 25 年）
・ＬＧＢＴ「社会的少数者」の権利尊重を規定（平成 29 年）

具体的施策	具体的施策の内容	所　　管
啓発の充実	◎LGBT（性的少数者）に対する正しい知識の普及を図ることにより偏見や差別意識を解消します。	
	・町広報紙による人権啓発	人権推進室
	・人権学習会・人権講座の開催	人権推進室
	・人権セミナーの開催	人権推進室
	・人権課題研修の開催	人権推進室
	・相談窓口の設置と相談体制の充実	人権推進室

参 考 資 料

【資料】

- 人権に関する新温泉町民の意識調査結果・・・・・・・・・41
- 新温泉町人権啓発推進条例・・・・・・・・・・・・・・・63
- 新温泉町人権施策行政推進会議設置要綱・・・・・・・・・64
- 新温泉町人権教育・人権啓発推進体制・・・・・・・・・・65
- 人権関係年表《主な関係法令等》・・・・・・・・・・・・・66
- 同和対策関係年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
- 人権に関する事務事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

【関係法令】

- 世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
- 日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・87
- 障害者差別解消法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
- ヘイトスピーチ解消法・・・・・・・・・・・・・・・・・97
- 部落差別解消推進法・・・・・・・・・・・・・・・・・・98

人権に関する新温泉町民の意識調査結果

▶ は じ め に ◀

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別・人権問題の解消、根絶に向けて、現状の町民の人権意識及び人権啓発の成果並びに課題を把握し、今後の人権啓発を推進していくため、平成３１年1月から2月にかけて「人権に関する新温泉町民の意識調査」を行いました。

アンケート結果については、前回の平成26年に実施した調査結果と比較しています。

今回の意識調査の結果を基にして、今後の人権施策についてさらなる検討を行い、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けて、関係団体とも連携・協働した幅広い取組を展開していきたいと考えています。

この新温泉町人権啓発パンフレットが各人権学習会等で活用されることを願います。

１．調査対象者

平成３０年１２月１日現在で満１８歳以上の新温泉町民の１割相当の人。（１，２６２人）

新温泉町選挙人登録名簿登録者数（平成３０年１２月１日現在　単位：人）

区分	温泉地域	浜坂地域	計
男	２，２７１	３，６７０	５，９４１
女	２，５４６	４，１０２	６，６４８
計	４，８１７（38.3%）	７，７７２（61.7%）	１２,５８９(100%)

２．調査対象者の抽出方法

温泉・浜坂地域別、男女別、１８歳以上の各１０歳台の年代別に、無作為抽出した人。

区　分	温泉地域（人）			浜坂地域（人）			計（人）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
１８～１９歳	7	7	14	12	12	24	19	19	38
２０～２９歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
３０～３９歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
４０～４９歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
５０～５９歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
６０～６９歳	38	38	76	64	64	128	102	102	204
７０歳以上	38	38	76	64	64	128	102	102	204
計	235	235	470 (38%)	396	396	792 (62%)	631	631	1262 (100%)

３．各年代別の配布数と回収数及び回収率

年齢	配布数	回収数	回収率（%）
18 歳～19 歳	38	12	31.6
20 歳～29 歳	204	50	24.5
30 歳～39 歳	204	65	31.9
40 歳～49 歳	204	72	35.3
50 歳～59 歳	204	99	48.5
60 歳～69 歳	204	99	48.5
70 歳以上	204	96	47.1
合　計	1262	493	39.1

４．質問項目

【質問１】　あなたは今、人権や差別問題に関心をもっていますか。
【質問２】　あなたは、どのような人権や差別問題に関心をもっていますか。
【質問３】　今の社会は、人権が尊重されている社会だと思いますか。
【質問４】　あなたは、他人の人権を侵害したり、差別したことがあると思いますか。
【質問５】１－１　あなたは、今までに自分の人権を侵害されたり、差別されたと思ったことがありますか。
１－２　前の質問【５】１－１で「１ある」に○印をつけられた人、それはどのような差別や人権侵害でしたか。
２－１　あなたは、今までに家族の人権を侵害されたり、差別されたと思ったことがありますか。
２－２　前の質問【５】２－１で、「１ある」に○印をつけられた人、それはどのような差別や人権侵害でしたか。
【質問６】－１　障がいのある人について、人権上特に問題があると考えているものはなんですか。
－２　前の質問【６】－１に○印をつけられた人、具体的に記入してください。
【質問７】　高齢者について、人権上特に問題があると考えているものはなんですか。
【質問８】　子どもについて、人権上特に問題があると考えているものはなんですか。
【質問９】　女性について、人権上特に問題があると考えているものはなんですか。
【質問１０】　在日外国人に対して、特にどのような差別や偏見が日本社会の中にあると思いますか。
【質問１１】－１　エイズ患者・ＨＩＶ（エイズ・ウイルス）感染者の人権侵害について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
－２　ハンセン病に関する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
【質問１２】　インターネットを悪用した人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
【質問１３】　子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力（ＤＶ）が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、どのように対応しますか。
【質問１４】　同和問題はどのような場合にあらわれると思いますか。
【質問１５】　同和問題についてどう思いますか。
【質問１６】　同和問題を解決するにあたってあなたのお考えはいかがですか。
【質問１７】　結婚相手を決めるときに家柄を気にしますか。
【質問１８】　結婚は、ふたりの合意により成立しますが、現実にはいろいろな理由で家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたはどのように思いますか。
【質問１９】－１　あなたのお子さんもしくは家族、親戚の結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。
－２　未婚の人のみ。あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。
【質問２０】　今なお同和問題がなくならないのは、なぜだと思われますか。
【質問２１】　今、同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについて、あなたはどう思いますか。
【質問２２】－１　あなたは、近年同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座等に参加されたことがありますか。
－２　前の質問【22】－１の１～３に○印をつけられた方におたずねします。あなたが参加されたきっかけはなんですか。
【質問２３】　人権が保障される社会を実現するために、行政の施策として特に重要だと思われるものは何ですかますか。
【質問２４】　人権啓発を進めるためには、町民に対してどのような啓発活動が効果的ですか。
【質問２５】　あなたは、本人通知制度を知っていますか。
【質問２６】－１　あなたは、本人通知制度に登録していますか。
－２　あなたは、前の質問【26】－１で「２.登録していない」に○をつけられた人、今後本人通知制度に登録しますか。
【質問２７】　あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。
【質問２８】　あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。
【質問２９】　あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか

５．調査結果

【質問１】　あなたは今、人権や差別問題に関心をもっていますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）非常に関心がある	6.6	6.3
（2）関心がある	41.7	49.5
（3）あまり関心がない	43.9	38.7
（4）全く関心がない	5.8	5.5

『非常に関心がある』と『関心がある』を合わせると 55.8%、『あまり関心がない』『全く関心がない』を合わせると 44.2%で（関心がある）が（関心がない）に対し 10 ポイント以上高い。

《 前回調査との比較 》
前回調査では（関心がない）が（関心がある）を上回っていたが、今回調査では大きく逆転している。

【質問２】　あなたは、どのような人権や差別問題に関心をもっていますか。（３つまで）

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　同和問題	27.1	21.1
（2）　障がいのある人に対する差別	54.3	50.9
（3）　在日外国人に対する差別	12.0	13.6
（4）　男女に関する差別	27.1	27.4
（5）　子どもに関する差別	19.6	18.3
（6）　高齢者に関する差別	22.2	20.7
（7）　エイズ患者・ＨＩＶ（エイズ・ウイルス）感染者に対しての差別	5.8	2.2
（8）　ハンセン病に関する差別	－	2.4
（9）　インターネットによる人権侵害	29.7	32.9
（10）東日本大震災に起因する人権問題	7.3	6.7
（11）性的少数者（LGBT 等）に対しての差別	－	12.8
（12）関心のあるものはない	8.9	9.3
（13）その他	3.4	2.0

『障がいのある人に対する差別』に半数以上の人が関心をもっている。ついで『インターネットによる人権侵害』が32%、『男女に関する差別』が27%で上位を占める。新設の(11)『性的少数者に対する差別』は12.8%であり、関心が高いといえる。

《 前回調査との比較 》
前回調査よりﾎﾟｲﾝﾄが高いのは『インターネットによる人権侵害』（3.2 ポイント高）（3）『在日外国人に対する差別』（1.6 ポイント高）。逆にﾎﾟｲﾝﾄが低いのは(1)『同和問題』（6.0 ポイント低）『エイズ患者・・・』（3.6 ポイント低）、『障がいのある人に対する差別』（3.4 ポイント低）となっている。

【質問３】　今の社会は、人権が尊重されている社会だと思いますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　十分尊重されている	１０.５	８.１
（2）　十分には尊重されていない	５９.３	５９.８
（3）　尊重されていない	１２.５	１５.６
（4）　わからない	１６.９	１５.６

『十分に尊重されていない』『尊重されていない』をあわせると75.4%となっており、4人のうち3人以上がそのように思っていることがわかる。

《 前回調査との比較 》
『十分尊重されている』が 2.4 ポイント低くなっており、『尊重されていない』が 3.1 ポイント高くなっている。

【質問４】　他人の人権を侵害したり、差別したことがありますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　あると思う	３６.０	３２.９
（2）　あるとは思わない	４２.９	４３.８
（3）　わからない	２０.３	２０.５

『あるとは思わない』が 43.8%で最も高く、『あると思う』の 32.9%を 10 ポイント以上上回っている。

《 前回調査との比較 》
『あるとは思わない』がわずかではあるが高くなっており、逆に『あると思う』が 3.1 ポイント低くなっている。

【質問５】１－１　自分の人権を侵害されたり、差別されたことがありますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　ある	３８.９	４０.２
（2）　ない	３１.０	３３.３
（3）　わからない	２３.７	２３.７

『ある』が 40.2%で最も高く、『ない』を 6.9 ポイント上回っている。【質問 4】で、『他人の人権を侵害したり差別したことがある』と思っている人は、32.9%であるが、【質問 5】では『自分の人権が侵害されたり、差別されたことがある』と思っている人は 40.2%となっている。

《 前回調査との比較 》
『ある』が 1.3 ポイント高くなっており、『ない』についても 2.3 ポイント高くなっている。

【質問５】１－２　前の質問で「ある」と答えた人は、どのような差別や人権侵害でしたか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　あらぬうわさや悪口、名誉きそん　等	６４.２	６１.１
（2）　公的機関や企業・団体による不当な扱い	１８.８	９.１
（3）　地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い	３７.５	３５.４
（4）　差別待遇（宗教・性別・職業・家柄等により不平等または不利益な扱いをされた）	１８.８	１６.７
（5）　プライバシーの侵害	２５.４	２２.２
（6）　セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	６.７	７.６
（7）　セクシャル・ハラスメント以外のハラスメント（パワハラ、マタハラ等）	－	２３.２
（8）　その他	６.３	２.５

『あらぬうわさや悪口、名誉毀損』が61.1%で最も高く、次に『地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い』が35.4%で続いている。今回新設した『セクシャル・ハラスメント』は23.2%で3番目に高い数字になっている。

《 前回調査との比較 》
『あらぬ噂や悪口、名誉毀損等』は 3.1 ポイント、『地域、家庭、職場等での暴力脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い』は 2.1 ポイント、『プライバシーの侵害』は 3.2 ポイント低くなっている。

【質問５】２－１　家族の人権を侵害されたり、差別されたことはありますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　ある	－	２３.３
（2）　ない	－	４５.２
（3）　わからない	－	２６.８

『ない』が45.2%で最も高く、『ある』の23.3%を大きく上回っている。

【質問５】２－２　前の質問で「ある」と答えた人は、どのような差別や人権侵害でしたか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　あらぬうわさや悪口、名誉きそん　等	－	６５.２
（2）　公的機関や企業・団体による不当な扱い	－	５.２
（3）　地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い	－	４９.６
（4）　差別待遇（宗教・性別・職業・家柄等により不平等または不利益な扱いをされた）	－	１８.３
（5）　プライバシーの侵害	－	１８.３
（6）　セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	－	４.３
（7）　セクシャル・ハラスメント以外のハラスメント（パワハラ、マタハラ等）	－	１６.５
（8）　その他	－	３.５

『あらぬうわさや悪口、名誉きそん等』が65.2%と最も高く、続いて『地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い』が49.6%で、他の結果と大きな差となっている。

【質問６】－１　障がいのある人について、人権上特に問題があると考えているものは。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がい者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない（環境整備）	３３.４	３５.１
（2）　働く場所の確保など雇用対策が十分でない	４５.９	４４.０
（3）　医療や福祉の面で対応が十分でない	１９.９	１４.４
（4）　教育を受ける権利が十分保障されていない	7.0	8.9
（5）　必要な情報が入らないことがある	１０.５	１０.１
（6）　スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できない	8.1	7.7
（7）　障がいのある人に対する理解が不足している。差別意識がある	３６.３	３５.３
（8）　障がいのある人だけで暮らせる住宅もしくは入所できる施設（ケアホーム・グループホームなど）が整っていない	１９.９	１８.９
（9）　災害時・緊急時の対応・準備が十分でない	２３.５	２３.１
（10）身体や精神の障がいにつけ込んだ悪徳商法や詐欺などによる被害が多い	6.6	4.3
（11）資格取得が出来ないなどの制度上の差別がある	－	2.6
（12）その他	1.6	1.0

『働く場所の確保など雇用対策が十分でない』が44.0%で最も高い。続いて『障がいのある人に対する理解が不足している。差別意識がある』が35.3%、『道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がい者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない（環境整備）』が35.1%となっており、他の結果との差が大きい。

《 前回調査との比較 》
上位３項目の順位は前回調査と同様である。

【質問６】－２　前の質問で「○」をつけられた人におたずねします。それは、どのような場所・場面で問題があると感じられましたか。具体的に記入してください。

- 選挙で投票に行った時、後回しにされた
- 以前に比べれば大分改善されていると思いますが、もし自分の目が見えなかったら、もし自分が車椅子生活だったら、今の普通に生活している環境、家に帰る、出掛ける、出掛けた際トイレに行く、エレベーターにのるなどの行動が出来る自信がありません。たまに点字のある施設や廊下にあるのを見掛けた際は、対応されている事に障がいのある方には、有り難いサービスだなあと心暖まりました。又、最近災害が多くなりました。普通の体の人でも避難する事は大変な事なのに障がいのある方には、どこまで対応されているのかなと、ふと思う事があります
- バス停・駅など十分に整備されていると感じない。障がいのある人が一人で行動・移動するにはもっと整備を進めなければならないと感じる
- 障がいのある人（高齢年者も含む）の通院・買い物などについての配慮が充分でない
- 例えば JR 浜坂駅構内の入り口は、スロープになっていないので、車イスで入れない。せめて公共施設だけでも車イスで出入りできるようになればと思う
- 本町では公共施設にエレベーター、階段解消等の整備が遅れていると思います。雇用の場作りを広く PR し情報周知をする事で、働き場所の選定が可能となる様にされたい。スポーツ参加・鑑賞に於いてもヘルパーの方々がいつでもお願い出来る様になれば良いと思います

- 災害時の移動に関する手順が充分把握できておらず、避難が出来得るのか不安である
- 雇用されても、正社員にはなれないと噂があります。正常な子たちと離れた場所で教室をもうけられている。障がいがある子と友だちになると、きらわれて他の人が離れていく。差別意識がありすぎると思う。障がいがある人だけで暮らせるホームを作るべきだとも思う
- 町内屋外、公共施設に於ける殆どの所にバリアフリーの設置、環境改善が見られない。各種イベント、祭りなど障がい者の参加、見物の保安安全確保策の配慮の欠如。緊急避難・地域訓練の時に年寄り・障がい者の参加の促進呼びかけや啓蒙意欲の欠如（殆ど参加実績なし）。訓練体験が0の場合、実際時には混乱被害の拡大の原因になりかねない
- 目で見える障がいだけでなく、感覚過敏など目に見えない障がいなどへの理解がされていないように思う
- 歩道の幅が狭い所がある。また冬季では除雪が出来ていない箇所がある。津波対策の充実が出来ていない（短時間での安全な場所への移動等）
- 身体障がい者が道など歩きにくい。身体・精神障がい者の方たちの雇用機関がすくない。同級生などとの会話の中で、障がいのある方たちを色メガネで見る様な発言をされた
- 災害時の障がい者に対するマニュアル及び場所情報の対応
- 多目的ホールでの二階移動とか、色々な公共施設、一階は出入りしやすいが二階はなかなかエレベーターとかない所があります。障がいのある方の親御さんが、ケアホーム・グループホームが近くに無いと言っておられました。鳥取や豊岡方面にしかないと。
- 障がい者を雇用する民間企業が少ない。地域では啓発や準備が出来ていない。昨今のニュースであまりにも多く有る
- 障がいの種類が多様で、一律の対策は困難だと思うが、引きこもり等につながる精神的な障がい等への雇用対策に力を入れてほしい
- 障がい者の方が暮らせる施設等が町内には一つも無い。町外に出ざるを得ない
- 駅ホーム。移動手段が少ない、分かりにくい。町民バスの回数や範囲を増やしてほしい
- 環境が整備されていても、それを利用しやすい様にまわりの人間が配慮出来ていない。通路をふさいでいたり荷物を置いたり等
- 新温泉町で障がいのある方が働ける場所・施設を聞いたことがない。災害時や緊急時の対応も新温泉町はどのようにすると決めているのか聞いた事がない（私の認識不足かもしれませんが）。
- 浜坂地域の集会施設・多目的集会施設にエレベーターがない。高齢化に伴い、催し・町の事業など高齢者・障がい者が身体に負担をかけないで参加できるよう、環境整備をお願いしたい。本庁のエレベーターは土日は利用できません。多目二階にも障がい者等が利用できるトイレも必要であると思います
- 浜坂北小前の踏切が狭く、歩く時（渡る）とても恐い。又歩道橋を渡る時、段の区切りが見づらいので幅が違うところも多くあり、転んだこともあり危ないです。段の端に蛍光テープを貼ってほしいです
- 障がいのある友人への対応等を直接、障がい者やその家族の人が聞いて、新温泉町の対応はまだまだダメだなと感じました。かなしい事実です
- 公共の場所での若年層の、障がいについての知識・認識不足による陰口や暴言
- 町内の道路など、段差がまだまだある。集団の中での差別意識がある
- 雪の時期の道路の除雪。困っている時の声かけ不足
- 障がい者が入所する施設が近くに無い

- 学校の身体障がい者に対するバリアフリーが不十分に感じる。例えば建物内の階段、車イスだと休み時間内での教室移動が無理なのでは。浜坂病院のリハビリの改善を強く求めます。障がいのある子どもの場合、お年寄りの方以上にその子のその時の状態を見ていかないといけませんが、ルーティーン化されたメニューを行っているように感じる。また子どもの場合は、やる気を出させてあげる接し方がいりますが、これもただメニューを行っているだけに感じます。鳥取の療育園や民間の児童デイサービスの方が、圧倒的にサービスレベルが高いです
- 目の不自由な方が横断歩道を渡る際の点字ブロックや、信号が変わった際にお知らせする音が新温泉町には不足している
- 新温泉町の公的施設では、エレベーターなどの設置ができていないところも多く、高齢者が移動しにくく参加をあきらめてしまう場面があった。発達障害など見た目ではその障がいが解からない場合も多く、無理解による偏見で子どもだけでなく保護者も苦しんでいる
- 近くに障がい者がいるが、近郊に働く場所もない。また住む場所もない。また「障がい者」という日本語がおかしくて気にくわない
- 仕事で、差別意識が不足している発言をよく耳にする
- 災害等障がいの種類によって避難が適している場所を、障がい者及び家族が安心して避難できる情報を広報紙で紹介してほしい。紹介されても気づけなかったら意味が無いので、手帳を交付する時などに再度伝えて欲しいです。身体・精神障害の助けを必要とする内容は異なると思います
- 障がいのある方の気持ちが十分理解出来ていないので、接し方がよくわからない。同情の言葉掛けは上から目線になるのでよくない等と聞き声かけを躊躇する事がある
- ある駅で高齢の方が階段を一段ずつ降りておられましたら、後ろから若い人の声で「前の人早く降りてください」とおっしゃっておりました。その時エスカレーターが設置されていればと思いました
- 障がいにもいろいろな種類がありますが、それぞれに対する知識がないので何をどう考えれば良いのかがわからないし、自分がどう対応してよいのかもわからない
- 大きな施設等はバリアフリー化がだいぶ進んできているが、その場にいても見て見ぬふりをしたり手を貸さなかったりする場面があると思う。小さな施設で働く人ももっと意識を高く持たないといけない
- 新温泉町は障がい者が働く場所が少なすぎる。また仕事内容も簡単なものばかりで、社会とつながって働けない。香美町では村岡支所でパン屋さんをされていて、住民の人とかかわる場がある障がい者が一箇所に集められ孤立するのではなく、社会にとけこめるようにしてほしい。学校でも支援学級の子に対する差別がある
- 障がいのある人が自立し働ける場所が少ない。相談できる窓口の人が頼りない。自分で情報を探さないと誰も教えてくれない。障がいのある子どもにあわせた教育施設や療育の場が不足している子どもに障がいがあると大人一人がつききりにならざるを得ず、預けられる所がない
- 障がいの程度にもよりますが、働く場所がない
- すこやか～にの階段が天候の悪い日や夕方は段差が見えづらく大変怖い。発達障害の児童生徒が利用できる場が確保できていないと感じる
- 歩道をもっと設備して歩行者が安全に歩けるようにしてもらいたい。自家用車を堂々と止めて駐車場代わりにして大変迷惑であると思った
- 「普通」の暮らしができる人たちへの補助は充実しているけど、自ら望んで病気や障がいをかかえているわけではない人たちにこそ、お金の面でも行政の面でも、もっと補助を充実させるべきで

はないかと思う。例えば医療費や助けてくれる人を躊躇なく頼めるような
- あの人は障がい者だ、こわいとか冷たい目でみる。健康な人でもなかなか仕事さがしが大変、障がい者は限られた仕事なので、自身にあった事できる事をさせてあげたい
- 町の防災訓練時、障がいのある人への対応が地区の責任者に明確に伝えていない（防災訓練参加者の会話より）。自宅介護が困難と思われる家族への支援が不十分のため、障がいのある人へも結果として負担が増している。ささゆりのような施設（民間を含め）が不足している（障がいのある人の家族・親類の会話より）。
- 見た目ではわからない問題を抱えた人もいるということを理解しようとしない人、障がいのある人に対して、ひどい言葉や態度を取る人がいる。障害者用駐車場に近いからと言って停めている人が多すぎる
- 浜坂先人記念館は車椅子の人も入館出来るようにすべきである
- 高度な医療的処理が必要な子どもが、入学や入園を断られたりするニュースを見ました。障がいの子を持つ親は外に出る事をためらい、支援の情報を入手する機会が減ります。意思を尊重しつつも社会に参加できるようなことが必要です。多発する自然災害の時に、迅速な対応が取れる体制が整備されていない。健常者でも逃げ遅れる中、障がい者の方が助かるような対応は難しいと思うが、今後考えていかないといけないと思います
- 高齢者や足の悪い人等汽車に乗る場合、階段の上り下りを不便に感じる。多目的ホールに行きたくても階段があるため行きづらい
- 学校に通えない心の病をもった子ども達に対するフォローが、学校側・教育する側がどこまで取り組んでいるのかがあまり見えてこない
- 私自身が町内にどれだけの障がい者がいるのかなど知らない。障がいのある人たちは災害時などでは、人手が必要ではないかと考えるが、上記の事を知らないことで対応ができるのか、準備ができているのかなどがわからない
- 公共施設がバリアフリーになっていない。働く能力の高い方が、障がいを理由に働く場所がないという人が少なくない。「自分は障がい者じゃないから」という目線で、見下すように接する人も多い。
- 駅のホームは階段しかなく、他のホームにどうして行くのか、高齢者も同じ。町内は段差のある場所が多く、車椅子の人が行ける場所が限られている
- 人手不足と言いながらも障がい者の雇用に関しては一歩考えられる事業所が多いと思った。町は障がい者支援に力を入れているが、町全体が受け入れ体制についてもっと関心を持つべきと思う
- 障がいによって、何もできないのではないかという思い込みがあると思う。
- 障がいがある方がどこに暮らされているのか知らない。同じ地区にいらっしゃらないのかもしれないが、もしもの時、助けに行く必要がどの家にあるのか分らない。プライバシーの関係もあり難しいと思いますが、もしもの時知らなかったから助けられなかったという結果にはしたくないと思います
- 飲食店や宿泊施設へのバリアフリーの対応が十分でないと思う。火災があった時のサイレンだけでは、聴覚障がい者の方に告知できないのではないか。
- 障がい者に対する偏見が見られるし、遠ざけようとしている人を見かける
- 障がいのある方たちが町内で暮らすのが難しく、町外の施設に行かざるをえない。親が亡くなってからの不安が大きい。親も子も安心して新温泉町で住み続けられるような仕事もできる社会を望む

【質問７】　高齢者について、人権上特に問題があると考えているものは。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない	３３.９	３２.０
（2）　働ける能力を発揮する機会が少ない	３０.６	２４.３
（3）　高齢者だけでの賃貸住宅への入居が難しい	１１.２	１０.３
（4）　悪徳商法による被害が多い	２６.１	２４.１
（5）　病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でない	２２.０	１８.３
（6）　高齢者がじゃま者扱いされ、意見や行動が尊重されない	１２.６	８.５
（7）　家庭や施設での介護を支援する体制が整っていない	３３.１	３０.６
（8）　情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	２０.１	２３.９
（9）　家族が世話をすることをさけたり、家族から虐待を受ける	１３.３	１１.２
（10）その他	２.６	２.４

『道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない』が32.0%で最も高く、『道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない』が30.6%で続いている。

《 前回調査との比較 》
『情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない』が 3.8 ポイント高くなっている。逆に『働ける能力を発揮する機会が少ない』は 6.3 ポイント低く、『高齢者がじゃま者扱いされ、意見や行動が尊重されない』は 4.1 ポイント低くなっている。

【質問８】　子どもについて、人権上特に問題があると考えているものは。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　親が、いうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与える	１８.５	２０.５
（2）　子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する	４８.１	４０.２
（3）　子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」「無視」などのいじめをしたりする	５４.９	５１.１
（4）　いじめをしてる人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	４４.７	４０.８
（5）　学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視する	７.５	１０.５
（6）　教師が児童や生徒をたたくなど暴力をふるう	５.７	６.３
（7）　ビデオ、インターネット、携帯電話などの児童を取り巻く性情報がはんらんしている	３７.６	３６.５
（8）　その他	３.１	３.０

『子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」「無視」などのいじめをしたりする』が過半数を超えて最も高い。続いて『いじめをしてる人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする』と『子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する』が40%を超えている。

《 前回調査との比較 》
上位３項目の順位は前回と変わらないが、ﾎﾟｲﾝﾄ数はそれぞれの項目で低くなっている。
『親が、しつけのつもりで体罰を与える』が２ポイント増加している。

子どもの人権

いじめや体罰を理由に児童･生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕・・・。子どもが被害者である報道の一部ですが、このような痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守らなければなりません。

いじめ

最近の子どものいじめは多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態も見られます。
また、いじめは、些細な行為から危険を伴う行為へつながることも少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。
いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や地域環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。
この問題を解決するために、お互いの異なる点を個性として尊重する等の人権意識をやしなっていくことが重要です。　（参考：法務省人権擁護局　「人権の擁護」）

【質問９】 女性について、人権上特に問題があると考えているものは。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1） 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）	３８.２	３８.５
（2） 職場における待遇の違い（仕事内容や、昇給・昇進の男女差など）	４２.３	３１･８
（3） 育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている	４７.０	４４.２
（4） 家庭内における夫からの妻に対する暴力等	１３.１	１１.８
（5） 職場におけるセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	１２.３	１２.０
（6） 職場におけるセクシャル・ハラスメント以外の差別（パワハラ、マタハラなど）		１５.４
（7） 売春・買春（「援助交際」を含む）	６.８	７.９
（8） アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等	１２.５	６.３
（9） 「奥様」「婦人」「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉	６.０	４.３
（10） 男尊女卑（だんそんじょひ）意識が残っている	２２.９	２１.３
（11） その他	２.４	２.２

『育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている』が44.2%で最も高く、続いて『男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）』が38.5%、『職場における待遇の違い（仕事内容や、昇給・昇進の男女差など）』が31.8%で上位3位を占め、他項目との差は大きい。

《 前回調査との比較 》
上位３項目については順位に変動ないものの、『職場における待遇の違い（仕事内容や、昇給・昇進の男女差など）』が 10 ポイント以上低くなっている。

【質問10】 在日外国人に対して、特にどのような差別や偏見が日本にあると思いますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1） 日常生活の面で差別がある	２１.７	２２.５
（2） 教育の面で差別がある	１２.３	１３.６
（3） 就労の面で差別がある	４６.５	４５.４
（4） 結婚の面で差別がある	２８.２	１８.５
（5） 心理的な面（意識）で差別がある	３６.８	３８.９
（6） 選挙権、年金などの制度面で差別がある	１９.８	１３.４
（7） その他	３.４	２.８

『就労の面で差別がある』が45.4%で最も高く、『心理的な面（意識）で差別がある』が38.9%で続いており、他の項目との差が大きい。

《 前回調査との比較 》
上位２項目の順位は変動ない。『結婚の面で差別がある』が１０ポイント近く低くなっている。

【質問11】－１　エイズ患者・ＨＩＶ（エイズ・ウイルス）感染者の人権侵害について、特に問題があると思われるのは。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　無断でエイズ検査をすること	１１.７	９.５
（2）　悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること	４６.５	４７.５
（3）　結婚問題での周囲の反応があること	１９.４	１５.４
（4）　治療や入院の拒否をすること	１４.７	１８.１
（5）　入学・学校での不利な扱いがあること	６.２	７.９
（6）　就職・職場での不利な扱いがあること	２０.７	１９.７
（7）　公共施設などの利用で不当な扱いがあること	１０.４	７.７
（8）　わからない	３５.０	３５.７
（9）　その他	１.３	０·６

『悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること』が47.5%、『わからない』が35.7%で上位を占める。続いて『就職・職場での不利な扱いがあること』が19.7%と続いている。『わからない』が高く、更なる学習が必要である。

《 前回調査との比較 》
上位３項目は前回と変わらない。割合もほぼ同程度である。

【質問11】－２　ハンセン病に関する人権侵害について、特に問題があると思われるのは。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること	－	４２.８
（2）　結婚問題での周囲の反応があること	－	１６.６
（3）　治療や入院の拒否をすること	－	１５.２
（4）　入学・学校での不利な扱いがあること	－	５.９
（5）　就職・職場での不利な扱いがあること	－	１５.８
（6）　公共施設などの利用で不当な扱いがあること	－	１０.１
（7）　わからない	－	４０.０
（8）　その他	－	０.６

『悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること』が42.8%で最も高い。『わからない』が40.0%もあり、ハンセン病については広く周知できていないことがわかる。

エイズウイルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズウイルス（HIV）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

平成 15 年 11 月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、依然として誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになりました。このような偏見や差別の解消をさらに推し進めるため、平成 21 年４月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。また、平成 21 年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である６月 22 日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。さらに、国際的においては、わが国が主導する「ハンセン病差別撤廃決議」が人権理事会において採択されました。　　（参考：法務省人権擁護局　「人権の擁護」）

【質問12】　インターネットを悪用した人権侵害について、特に問題があると思われるのは

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　他人へのひどい悪口、誹謗中傷（根拠のない嫌がらせ・悪口）や差別的な表現などを掲載すること	６６.１	６４.７
（2）　捜査対象の未成年者の実名・顔写真を掲載すること	１２.６	１２.０
（3）　第三者が無断で他人の電子メールを閲覧すること	２２.９	２２.９
（4）　犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること	３１.４	２２.７
（5）　ポルノ画像など有害なホームページがあること	１０.０	８.７
（6）　悪徳商法によるインターネット取引での被害があること	１９.４	１６.８
（7）　いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと	２５.８	３５.３
（8）　ＬＩＮＥ（ライン）などのＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）の悪用や学校裏サイトなどがあること	２２.４	２６.６
（9）　わからない	１２.８	１１.６
（10）その他	１.１	０.８

『他人へのひどい悪口、誹謗中傷（根拠のない嫌がらせ・悪口）や差別的な表現などを掲載すること』が64.7%で最も高い。続いて、『いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと』が35.3%、『ＬＩＮＥ（ライン）などのＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）の悪用や学校裏サイトなどがあること』が26.6%で上位を占める。

《 前回調査との比較 》

『他人へのひどい悪口、誹謗中傷（根拠のない嫌がらせ・悪口）や差別的な表現などを掲載すること』が前回同様６割以上を占め、他と比較して断然高い。『いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと』が前回より 10 ポイント高くなっている。

【質問13】　子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力（ＤＶ）が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、どう対応しますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　虐待などを受けている本人に事情を聞く	２６.４	２９.０
（2）　問題が起きている家族やその親類に事情を聞く	１５.９	１３.８
（3）　他の隣人、近くに住んでいる友達に相談する	２５.８	１７.６
（4）　子どもの通っている認定こども園、ふれあいセンター、学校などに相談する	２９.３	２５.６
（5）　公的機関（法務局・県庁・町役場などの人権相談窓口、人権擁護委員等）に相談する	５１.２	５０.７
（6）　関係救済機関（子どもの場合は子ども家庭センターなど、配偶者の場合は配偶者暴力相談支援センターや警察など）へ通報する	３７.９	４３.４
（7）　弁護士に相談する	３.６	４.１
（8）　民間団体などに相談する	９.６	８.３
（9）　特に何もしない	５.８	５.３
（10）その他	２.８	１.２

『公的機関に相談する』が50.7%、『関係救済機関へ通報する』が43.4%で、全体の９４%を占めている。『特に何もしない』が5%以上ある。

《 前回調査との比較 》

『他の隣人、近くに住んでいる友達に相談する』が 8.2 ポイント減少し、『関係救済機関への相談、通報』が５ポイント以上増加している。

【質問14】　同和問題は、どのような場合にあらわれると思いますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　就職のとき	25.9	27.6
（2）　進学のとき	2.4	4.3
（3）　職場でのつきあい	15.9	12.6
（4）　隣近所でのつきあい	19.3	19.7
（5）　子ども同士のつきあい	7.6	8.5
（6）　結婚のとき	67.4	65.9
（7）　不動産の売買のとき	6.5	6.3
（8）　商売上の取引のとき	1.1	0.6
（9）　ケンカや口論のとき	14.6	8.9
（10）人物を評価するとき	20.4	17.8
（11）利害関係が生じたとき	17.3	14.0
（12）その他	3.7	4.5

『結婚のとき』が65.9%で最も高い。続いて『就職のとき』が27.6%。3人に2人が『結婚のとき』と回答し、3人に一人が『就職のとき』と回答している。

《 前回調査との比較 》
上位２項目の順位は前回調査と変わらず。『就職のとき』と『進学のとき』のﾎﾟｲﾝﾄが高くなっている。

【質問15】　同和問題についてどう思いますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない。	55.4	53.5
（2）　人間社会である以上、差別があってもやむを得ない。	7.5	5.9
（3）　今の子どもたちが大きくなれば自然になくなる。	24.6	21.3
（4）　その他	7.1	7.9

『人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない。』が53.5%で最も高く、『今の子どもたちが大きくなれば自然になくなる。』が21.3%で2番目に高い。
『人間社会である以上、差別があってもやむを得ない。』が5.9%。

《 前回調査との比較 》
上位２項目の順位は前回と変化はない。

同和問題（部落差別）とは

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程で形つくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお、同和地区･被差別地域などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることなどを理由に、結婚や就職、日常生活の中でいろいろな差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

【質問16】　同和問題を解決するにあたって、あなたの考えはいかがですか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　これは同和関係者だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う。	1.6	0.8
（2）　自分ではどうしようもない問題だからなりゆきにまかせるよりしかたないと思う	13.5	13.0
（3）　行政や関係団体等が解決してくれると思う	4.7	4.9
（4）　基本的人権に関わる問題だから,自分も町民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う	43.8	42.1
（5）　あまり考えていない。	29.2	24.3
（6）　その他	3.7	5.3

『基本的人権に関わる問題だから,自分も町民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う』が42.1%で他と比較し顕著である。一方『あまり考えていない。』が24.3%ある。

《 前回調査との比較 》
上位２項目の順位は前回と変化はない。

【質問17】　結婚相手を決めるときに、家柄を気にしますか。

	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　気にする	18.6	12.0
（2）　気にするのはおかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない	25.4	21.8
（3）　気にしない	50.1	54.4
（4）　その他	2.9	4.7

『気にしない』が54.4%で最も高い。(1)『気にする』(2)『気にするのはおかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない』をあわせて33.8%で、ほぼ3人に一人が「気にしている」。

《 前回調査との比較 》
『気にしない』が4.3ポイント増加し、『気にする』は6.6ポイント減少している。また、『気にするのはおかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない』も3.6ポイント減少している。

部落差別の起こり

(1)　部落差別の起こりは、中世からの「けがれ意識」に基づいた「民衆による差別」であり、「けがれ」の起源は延喜式にまでさかのぼります。
(2)　河原などに住んでいた貧民が部落民（河原者）とされ、死牛馬の処理、清掃、犯罪人の逮捕、処刑、キヨメ役、芸能などを生業とし、特別な力を持つものとして畏怖されていましたが、一方で「穢れているもの」として差別されていました。
(3)　江戸幕府は「民衆による差別意識」を利用して「世襲制の身分制度」を確立しました。そこには「排除」による差別がありましたが、百姓･町人との経済等の格差はありませんでした。
(4)　明治時代に入り、差別は一層激しくなり、「排除による差別」に加えて、「格差の差別」

参考：これでわかった！部落の歴史・これで納得！部落の歴史（上杉聡著）

【質問18】　結婚を、家族やまわりの人たちが反対したらどう思いますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　当人同士の合意があればよい	１９.９	１６.６
(2)　家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである	７０.８	７３.０
(3)　当人同士の合意も無視できないが、どちらかと言えば、家族やまわりの人の意見がより尊重されるべきである	４.９	２.８
(4)　家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである	１.０	０.６
(5)　その他	１２.６	１.０

『家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである』が73.0%で最も高く、『当人同士の合意があればよい』の16.6%を含めれば89.6%が「当人同士の合意が尊重されるべき」と回答している。

《 前回調査との比較 》
(2)『家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである』が前回調査より 2.2 ポイント増加し、(3)(4)『家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである』が 2.5 ポイント減少している。

【質問19】－1　あなたのお子さんもしくは家族、親戚の結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　本人の意思を尊重する	６４.２	６６.３
(2)　反対するが、本人の意思が強ければしかたない	２３.２	１９.９
(3)　家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない	１.８	２.２
(4)　絶対に結婚を認めない	０.８	０.８
(5)　その他	３.１	３.７

(1)『本人の意思を尊重する』が66.3%で最も高い。(2)『反対するが、本人の意思が強ければしかたない』が19.9%を含めて結婚を認める回答が86.2%である。「結婚を認めない」が3.0%である。

《 前回調査との比較 》
(1)『本人の意思を尊重する』が 2.1 ポイント増加し、逆に(3)(4)『結婚を認めない』も 0.4 ポイント増加している。

被差別部落の職業

被差別部落の人々は、様々な職業に従事していました。
芸能では、「猿回し」「三番叟まわし」などの魔除けや祝い事に行う芸や、現在では伝統芸能とされている「能」や「狂言」「歌舞伎」など様々な芸能に携わっていました。
また、朝廷や寺社の支配を受けて、寺社や町の清掃、死牛馬の処理、犯罪人の逮捕や処刑など、現在の警察の仕事も行っていました。これらの仕事につく人々は、ケガレを浄化するキヨメの能力を持っているとされ、彼らはその身がケガレを帯びていると決めつけられていたがゆえに、社会に不可欠であり役立つ事だとしても、当時の民衆の意識は、いやしい仕事とみなしそれらに従事していた人々を社会は排除していきました。
このような仕事の担い手は、エタ・非人と呼ばれる被差別身分者であり、それは、その仕事をしたくないという民衆の想いを支配者が巧みに利用し、その仕事を差別された人々に押し付け、その仕事を通じて、さらに見下す意識が強まっていったと考えられています。このようなキヨメの能力を持つと考えられた職業の人々に対して、当時のケガレ観念は、差別意識と同時に、神秘性と畏怖（おそれおののくこと）の面をあわせ持っていたために、排除されていったとも考えられています。

【質問19】－2　あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。**（未婚の人のみお答えください）**

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　自分の意思を貫いて結婚する	28.3	22.7
（2）　親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する	53.3	64.8
（3）　家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない	12.3	7.8
（4）　その他	5.9	4.7

(2)『親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する』が64.8%が最も高い。(1)『自分の意思を貫いて結婚する』の22.7%を含めて「結婚する」が87.5%である。逆に「結婚しない」が7.8%となっている。

《 前回調査との比較 》
『自分の意思を貫いて結婚する』と答えた人の割合は(1)(2)合わせて 5.9 ポイント増加し、逆に、(3)『家族や親戚の反対があれば結婚しない』が 4.5 ポイント減少している。

【質問20】　今なお部落差別がなくならないのは、なぜだと思いますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから	40.4	36.3
（2）　世間体やあやまった慣習にとらわれているから	49.6	41.8
（3）　一般的に封建的なものの考え方が根強く、民主主義が定着していないから	12.0	12.8
（4）　政治や社会のしくみに問題があるから	9.4	10.8
（5）　自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから	23.5	24.1
（6）　差別される側に問題があるから	6.3	4.1
（7）　その他	5.3	5.5

(2)『世間体やあやまった慣習にとらわれているから』が41.8%、(1)『ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから』が36.3%で、この2項目を合わせると78.1%となる。一方(6)『差別される側に問題があるから』が4.1%ある。

《 前回調査との比較 》
上位３項目は前回と変わらない。
(1)『ただ何かが違うという意識が受けつがれている』と(2)『世間体やあやまった慣習』を合わせて、12.1 ポイント減少し、(6)『差別される側に問題がある』が 2.2 ポイント減少している。

(1)　なぜ権力が部落を必要としたのでしょう。天皇と都を穢れから守るためであり、死穢と罪穢をあわせて処理する「キヨメ」役として部落を利用したと考えられます。やがてこの方式が全国に広がっていったのです。
(2)　１９９３年（平成５年）総務庁統計では、全国で 4442 部落　人口 90 万。最も多い県は　兵庫、福岡、大阪、全国的には近畿地区が最も多く、都の所在地（平城京、平安京）でもありました。最初の部落は平安京（現在の京都）におかれ、奈良へと広がり次第に全国に作られていったと考えられています。
(3)　平安時代以降は穢れ観は次第に薄れていきました。武士が人を殺し、百姓が死牛馬を捨てるような世の中であったからです。
(4)　戦国時代に次第に強化され、皮革職人（清掃）、刑吏（罪穢）としてのキヨメ役として社会に組み込まれていきました。死牛馬の処理、犯罪の取り締まり、処刑役等により、社会から阻害され、差別はますます厳しさを増していったのです。その厳しさは江戸時代に引き継がれていきました。

【質問21】今、同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについて、あなたはどう思いますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　現状では不十分なので、創意工夫する必要がある	３９.５	４４.０
（2）　現状のままでよい	３４.８	２８.８
（3）　取り組む必要はない	１１.０	9.9
（4）　その他	5.8	4.9

(1)『現状では不十分なので、創意工夫する必要がある』が44.0%で最も高い。
(3)『取り組む必要はない』が9.9%ある。

《 前回調査との比較 》
(1)『創意工夫する必要がある』は前回より 4.5 ポイント増加しており、(2)『現状のままで良い』は６ポイント減少している。

【質問22】－1　近年同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座等に参加されたことがありますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　よく参加している	3.6	3.2
（2）　できるだけ参加するようにしている	１2.0	9.9
（3）　時々参加している	２9.7	２9.2
（4）　参加したことがない	４9.6	４8.3

(4)『参加したことがない』が48.3%で最も高い。(1)『よく参加している』3.2%、(2)『できるだけ参加するようにしている』9.9%、(3)『時々参加している』29.2%を合わせると42.3%である。

《 前回調査との比較 》
(4)『参加したことがない』は 1.3 ポイント減少している。

【質問22】－2　前の質問【22】－1の1～3に○印をつけられた方におたずねします、あなたが参加されたきっかけについて。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　自主的に参加した	１9.2	１8.2
（2）　町内や団体等の役員として参加した	３5.2	３9.7
（3）　団体等の組織員として参加した	３3.1	３5.4
（4）　その他	5.7	8.1

(2)『町内や団体等の役員として参加した』が39.7%、(3)『団体等の組織員として参加した』が35.4%で合わせて75.1%であり、(1)『自主的に参加した』は18.2%となっている。

《 前回調査との比較 》
(1)『自主的に参加した』が1ポイント減少している。(2)(3)「役員、組織員」としての参加が6.8ポイント増加している。

【質問23】　人権が保障される社会を実現するために行政施策として特に必要なものは。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
（1）　地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる	47.0	40.0
（2）　学校において人権教育を充実させる	51.4	46.9
（3）　企業における人権教育の推進を働きかける	25.0	23.9
（4）　社会の不合理な格差を解消するための施策を充実させる	27.1	24.7
（5）　行政機関が人権侵害を受けた人や、社会的に弱い立場にある人を支援、救済していく	28.2	23.5
（6）　公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかり持つ	22.9	26.2
（7）　悪質な人権侵害を行った人や団体などに法的規制をする	25.4	29.6
（8）　その他	2.8	1.2

(2)『学校において人権教育を充実させる』が46.9%、(1)『地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる』が40.0%、上位2項目が特に顕著で合わせて86.9%を占めている。
(7)『悪質な人権侵害を行った人や団体などに法的規制をする』が29.6%となっている。

《 前回調査との比較 》
(1)『地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる』が7.0ポイント減少し、(2)『学校において充実させる』も4.5ポイント減少している。
(7)『悪質な人権侵害を行った人や団体などに法的規制をする』が4.2ポイント増加し、(6)『公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかり持つ』が3.3ポイント増加している。

人権侵害による被害者の救済事例

（参考：法務省人権擁護局　「人権の擁護」）

（学校におけるいじめの事案）
高校生である被害者の同級生から、被害者がいじめを受けていることを学校に相談したにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、いじめが継続しているとして「子ども１１０番」に相談がされた事案です。
法務局は、学校に対して、本人との面談によるいじめに係る経緯等の確認と解消のための対応を働きかけたところ、生徒に対する見守り体制が構築されるにいたりました。その後、被害者の状況を確認したところ、いじめは解消し、学校で楽しく過ごしているということでした。

（暴行･虐待事案）
妻に対し、髪をつかんで腹部を殴る、顔面を蹴る等の暴行を加えたり、妻がうつ病であることや、父親から性的虐待を受けていることを他人に話す等されているとして、妻から、法務局のインターネット人権相談受付窓口に相談がされた事案です。
法務局が中心となって、警察等の関係機関と連携を図り、被害者の見守り体制を構築しました。
また、被害者に対して、カウンセリング機関を紹介するとともに、DV 被害の登録のために警察署への同行を行う等、人権擁護委員と法務局職員が被害者に寄り添った対応を行うことにより、被害者の身体の安全を確保するに居たりました。

（労働権関係事案）
勤めていた法人の上司から暴力を振るわれる等のパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案です。
法務局で調査した結果、当該上司が被害者の勤務態度に腹を立て、顔を書類で叩いた事実が認められました。
法務局は、当該上司に対し、本件行為が違法な有形力の行使であり被害者に肉体的･精神的苦痛を与えるものであるため、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。
また、当該法人の代表者に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請しました。

【質問24】　人権啓発を進めるためには、町民に対してどのような啓発活動が効果的だと思われますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　テレビ・ラジオを活用した啓発	25.9	19.9
(2)　新聞広告や記事を活用した啓発	19.4	15.6
(3)　「広報しんおんせん」など町の広報紙を活用した啓発	41.5	36.3
(4)　映画・ビデオを活用した啓発	15.7	16.0
(5)　パンフレット・ポスターの作成	13.6	11.8
(6)　インターネットや電子メール（メールマガジンなど）、ホームページの活用	7.8	11.8
(7)　講演会や講義形式の研修会・学習会の実施	28.7	24.7
(8)　ワークショップ形式（専門家をまじえた少人数の討議・活動）の研修会・学習会	10.2	6.9
(9)　相互の理解を深めるための交流会	14.4	12.0
(10)　車椅子やアイマスクなどをもちいた障がいのある人や高齢者などの疑似体験会	19.4	19.3
(11)　人権問題をテーマとした展示会	5.7	5.1
(12)　人権問題に関する小説、作文などの募集	6.0	5.5
(13)　人権問題をテーマとしたイベント（講演会、コンサート、資料やパネルの展示会など複合的なもの）の実施	19.0	17.6
(14)　わからない	15.1	11.6
(15)　特にない	10.4	6.7
(16)　その他	1.5	0.6

(3)『「広報しんおんせん」など町の広報紙を活用した啓発』が 36.3%、(7)『講演会や講義形式の研修会・学習会の実施』が 24.7%となっている。

《 前回調査との比較 》
(3)『「広報しんおんせん」など町の広報紙を活用した啓発』が5.2ポイント減少し、(7)『講演会や講義形式の研修会・学習会の実施』が4.0ポイント減少し、(1)『テレビ・ラジオを活用した啓発』が6.0ポイント減少している。特別に増加している項目はない。

【質問25】　あなたは、本人通知制度を知ってますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　知っている	－	14.8
(2)　知らない	－	77.5

(2)『知らない』が77.5%、(1)『知っている』は14.8%。

【質問26】－1　あなたは、本人通知制度に登録していますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　登録している	－	2.2
(2)　登録していない	－	80.0

(1)『登録している』は2.2%。

【質問26】－２　あなたは、今後、本人通知制度に登録しますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　登録する	－	5.3
(2)　登録しない	－	16.9
(3)　未定	－	77.8

(1)『登録する』が5.3%。
(2)『登録しない』16.9%と(3)『未定』77.8%を合わせると94.7%を占める。

【質問27】あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　言葉も内容も知っている	－	6.9
(2)　言葉は知っているが内容は知らない	－	33.1
(3)　言葉も内容も知らない	－	60.0

(1)『言葉も内容も知っている』が6.9%。(3)『言葉も内容も知らない』が60.0%。

【質問28】あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　言葉も内容も知っている	－	9.7
(2)　言葉は知っているが内容は知らない	－	37.1
(3)　言葉も内容も知らない	－	53.1

(1)『言葉も内容も知っている』が9.7%。(3)『言葉も内容も知らない』が53.1%。

【質問29】あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか。

項　目	前回調査（H26）	今回調査（H31）
	率（%）	
(1)　言葉も内容も知っている	－	10.5
(2)　言葉は知っているが内容は知らない	－	30.8
(3)　言葉も内容も知らない	－	58.6

(1)『言葉も内容も知っている』が10.5%。(3)『言葉も内容も知らない』が58.6%。

▶ 調 査 結 果 総 括 ◀

今回の調査結果において、「障がいのある人に対する差別」「インターネットによる人権侵害」「同和問題」「男女差別」「高齢者に関する差別」が上位に入りました。いずれの人権課題も共通するのは、誤った考え方や間違った知識による思い込み、偏見からおこる差別ではないでしょうか。特に、同和問題は、データでは解決に向かっていることを示していますが、かかわりを避ける「寝た子を起こすな」の意識や無関心、結婚問題などに根強い差別意識が残っています。

町として、今後、人権教育の内容、方法等について、町民がより参加しやすく、理解を深めるとともに、個々の人権意識を高めるため、人権教育・啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。

新温泉町人権啓発推進条例

（平成17年10月１日
条例第80号）

（目的）

第１条　この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第２条　町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

（町民の責務）

第３条　町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

（人権啓発推進委員会の設置）

第４条　第１条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、町長の諮問に応じ、「新温泉町人権啓発方針」に関する総合的事項を審議する。

３　委員会は、総合的な人権啓発施策の推進に関し、町長に意見を述べることができる。

４　委員会は、目的を達成するために、広く町民の意見を聴くことができる。

（委員会の組織等）

第５条　委員会は、委員30人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　人権擁護委員

（２）　町議会議員

（３）　町内学校長

（４）　町内各種団体役員

（５）　識見を有する者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

５　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。また、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（所管事務）

第７条　委員会の事務は、生涯教育課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この条例は、平成17年10月１日から施行する。

新温泉町人権施策行政推進会議設置要綱

（平成19年３月14日
告示第９号）

改正　平成19年３月30日告示第15号

（設置）

第１条　新温泉町人権啓発推進条例及び新温泉町人権啓発方針に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりのための行政施策（以下「人権施策」という。）を推進するため、新温泉町人権施策行政推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、人権施策の推進に関する事項を調査・審議する。

（会議の組織等）

第３条　会議は、町の特別職及び一般職の職員等で組織する。

２　委員は、次に掲げる者とする。

（1）　副町長

（2）　教育長

（3）　課長等の管理職員

（4）　その他町長が特に必要と認める者

３　会議に委員長及び副委員長を置き、委員長を副町長、副委員長を教育長とする。

４　委員長は、会務を総理し、会議を代表する。また、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席で成立する。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（所管事務）

第５条　会議の事務は、生涯教育課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この告示は、平成19年３月14日から施行する。

附　則（平成19年３月30日告示第15号）

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

新温泉町人権啓発推進体制

新 温 泉 町

新 温 泉 町 人 権 啓 発 推 進 条 例

町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりを実現するために制定
（平成１７年１０月）

新温泉町人権啓発方針（平成１８年１１月）
(条例に基づく諮問機関:町人権啓発推進委員会で決定)
〈基本姿勢〉
①内閣同和対策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、法務省「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権意識の高揚を図る。
②部落差別をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
③人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
④人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
⑤人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
⑥文化会館の運営等の整備充実に努める。

新 温 泉 町 人 権 啓 発 推 進 委 員 会

新温泉町人権啓発推進条例

事務局：生涯教育課　人権推進室（文化会館）
【構成団体】
人権擁護委員、町議会議員、町内学校長、町内各種団体役員、識見を有する者
①町長の諮問に応じ、「新温泉町人権啓発方針」に関する総合的事項を審議する。
②委員会は、総合的な人権啓発施策の推進に関し、町長に意見を述べることができる。
③委員会は、目的を達成するために、広く町民の意見を聴くことができる。
定数　３０人以内

新 温 泉 町 人 権 施 策 行 政 推 進 会 議

新温泉町人権施策行政推進会議設置要綱

委員長…副町長　　副委員長…教育長　委員…各課長
事務局：生涯教育課人権推進室（文化会館）
①人権施策について、連絡調整を図り総合的かつ効果的な推進を図る。
　町人権施策推進計画の策定・実施・点検・報告
②あらゆる行政分野において、町職員一人ひとりが人権尊重の理念をもって人権施策の推進を図る。
③職員の人権感覚の向上と町民の人権研修機会の拡大に努める。

人権擁護委員

法務大臣委嘱　５人（３年任期）　人権相談

新 温 泉 町 人 権 教 育 協 議 会

事務局：生涯教育課　人権推進室（文化会館）
【構成団体】
町、教育委員会、公民館、社会教育委員、小・中・高学校、保育所・幼稚園、各ＰＴＡ、町議会、解放同盟浜坂支部、社会福祉協議会、婦人会、ＪＡたじま、漁業協同組合、商工会、すこやかクラブ連合会、自治連合会、民生児童委員協議会、人権擁護委員会、保護司会、仏教会、文化協会、郵便局、金融機関、生涯学習推進委員、旅館飲料組合、推薦、以上３３団体
○人権講演会、人権セミナー、指導者研修会等
○構成部会活動、各構成団体・事業所・地区等の研修会・学習会の開催
○就学前、小、中、高における学校教育部会の取組
○機関紙「えがお」発行啓発
○全国・県・但馬地区人権教育研究協議会等と連携

新 温 泉 町 人 権 啓 発 指 導 員

新温泉町人権啓発指導員設置要綱

事務局：生涯教育課　人権推進室（文化会館）
■指導員体制を設ける目的
①人権教育及び啓発活動の推進に当たって、必要な事項を調査研究する。
②人権学習会において指導・助言を行う。
■取組の方向
①同和問題の取組の中で積み上げてきた成果と課題を十分生かして、様々な人権課題に取り組む。
②同和問題を人権問題の重要な柱として位置付けながら、身近な差別・人権問題を解消するため、総合的な人権学習を行う。
　定数　３０人以内

差別をなくし人権文化を進める実行委員会

実行委員長:町長　副実行委員長:教育長、町人教会長
事務局:生涯教育課　人権推進室(文化会館)
【構成団体】町、町教育委員会、町議会、人権擁護委員会、人権啓発推進委員会、人権教育協議会、人権啓発指導員、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、すこやかクラブ連合会、文化会館運営委員会、部落解放同盟浜坂支部、小中校長会、自治連合会、連合ＰＴＡ協議会、公民館、青少年育成推進協議会　以上１７団体

○地区公民館等を事務局として校区別人権学習会を開催する。区長町内会長が中心となり人権学習会開催

新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会

新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会設置要綱

事務局：人権推進室（文化会館）【構成団体】人権擁護委員、人権教育協議会、町内各種団体役員、識見を有する者、教育委員会、町　定数　１０人

第９期兵庫県男女共同参画推進員

兵庫県知事委嘱　４人（２年任期）　実践活動

人　権　学　習　会

事務局：生涯教育課　人権推進室（文化会館）、町人教事務局

人権関係年表《主な関係法令等》

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
昭和 20/1945	「国際連合」設立	
昭和 21/1946		「日本国憲法」公布
昭和 22/1947		「日本国憲法」施行 「教育基本法」制定
昭和 23/1948	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」制定
昭和 24/1949	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	
昭和 25/1950		「身体障害者福祉法」制定 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」制定
昭和 26/1951	「難民の地位に関する条約」	「児童憲章」制定
昭和 27/1952	「婦人の参政権に関する条約採択」	
昭和 30/1954		「国際連合」加盟
昭和 31/1955		「婦人の参政権に関する条約」締結
昭和 33/1958		「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択
昭和 35/1960		同和対策審議会設置(総理府：現内閣) 「知的障害者福祉法」 「障害者の雇用の促進等に関する法律」制定
昭和 38/1963		「老人福祉法」施行
昭和 40/1965	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	同和対策審議会答申 (同和地区に対する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針)
昭和 41/1966	「国際人権規約」採択	
昭和 43/1968	国際人権年	
昭和 44/1969		「同和対策事業特別措置法」(同対法)１０年時限法
昭和 45/1970		「障害者基本法」制定

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
昭和 46/1971	人種差別と闘う国際年 「精神衰弱者の権利宣言」採択	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行
昭和 47/1972		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)
昭和 48/1973	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
昭和 50/1975	「障害者の権利に関する宣言」採択 国際婦人年	障害者の日(１２月９日)設定
昭和 51/1976	「国連婦人の１０年」 (1976～1985 年)	
昭和 53/1978		「同和対策事業特別措置法」３年延長決定
昭和 54/1979	国際児童年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約) 「国際人権規約」締結	「国際人権規約」締結
昭和 55/1980		
昭和 56/1981	「国際障害者年」	
昭和 57/1982		「地域改善対策特別措置法」(５年時限法)
昭和 58/1983	「国連障害者の１０年」宣言	
昭和 59/1984	「拷問及び他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」採択	地域改善対策協議会意見具申「今後において啓発活動のあり方について」
昭和 60/1985	「国際青年年」	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)
昭和 61/1986	「国際平和年」	「男女雇用機会均等法」制定
昭和 62/1987		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(５年時限法)

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
平成元/1989	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)制定
平成 2/1990	国際識字年	
平成 3/1991	「高齢者のための国連原則」採択	
平成 4/1992		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」一部改正(５年時限法) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)制定
平成 5/1993	世界の先住民の国際年	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」へ改正
平成 6/1994	「人権教育のための国連１０年」宣言(1995～2004) 国際家族年	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)締結 「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)制定
平成 7/1995	国際寛容年	「人権教育のための国連１０年推進本部」設置 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)締結
平成 8/1996	貧困根絶のための国際年	地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」 「人権擁護施策推進法」制定(５年間の時限法) 「らい予防法の廃止に関する法律」制定
平成 9/1997		「人権教育のための国連１０年」国内行動計画策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」 「介護保険法」 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」一部改正(５年時限法) 「人権擁護推進審議会」設置
平成 11/1999	国際高齢者年	「男女共同参画社会基本法」制定「児童売春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 「人権擁護推進審議会」答申

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
平成 12/2000	国連特別総会「女性 2000 年会議」 開催	「児童虐待防止等に関する法律」 「ハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給等に関する法律」 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)制定
平成 13/2001	世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の１０年(2001～2010年)	「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」(ＤＶ防止法) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法) 「人権救済制度に関する答申」 「人権擁護委員制度の改革に関する答申」 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」期限到来　一般会計へ移行
平成 14/2002		「人権教育・啓発の推進に関する基本計画　閣議決定」「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(１０年時限法)「性同一障害者の性別の取扱の特別に緘する法律」 「身体障害者補助犬法」制定
平成 15/2003	「国際識字の１０年」:すべての人に教育を	
平成 16/2004	「人権教育のための世界計画」採択	「障害者雇用の促進等に関する法律」の改正
平成 17/2005	人権教育のための世界計画	「障害者自立支援法」制定 「介護保険法」一部改正 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
平成 18/2006	「障害者権利条約」採択 被災した地域の回復と持続可能な開発のための 10 年(2006～2016 年)	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害への対処に関する法律」

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
平成 19/2007		「児童虐待の防止に関する法律」及び「児童福祉法」の一部改正 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」制定
平成 20/2008	「国際言語年」	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」 「国籍法」一部改正
平成 21/2009	「国際和解年」	
平成 22/2010	国連総会「ハンセン病差別撤廃決議」可決	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部改正
平成 23/2011		「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」 「障害基本法」一部改正
平成 25/2013	新アジア太平洋障害者の１０年 (2013～2022 年)	「障害者総合支援法」 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 「いじめ防止対策推進法」制定
平成 26/2014		「障害者の権利に関する条約」批准
平成 28/2016		障害者差別解消法
平成 28/2016		ヘイトスピーチ解消法
平成 28/2016		部落差別解消推進法
令和 2/2020		改正児童虐待防止法

同和対策関係年表

年(年号/西暦)	同和対策関連(再掲)
大正 12/1922	・全国水兵社設立を契機に都市部を中心に隣保館が設立される
昭和 28/1953	・厚生省(当時)が隣保館設置についての予算計上
昭和 33/1958	・内閣に同和問題閣僚懇談会を設置
昭和 35/1960	・同和対策審議会設置法の施行
昭和 36/1961	・同和対策審議会委員の任命 ・内閣総理大臣から同和対策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問 ・兵庫県内に８隣保館が設立、「兵庫県隣保館連絡協議会」が設立
昭和 40/1965	・同和対策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申提出
昭和 44/1969	・同和対策事業特別措置法の施行 ・隣保館運営要綱の制定、同和対策対象地域における総合的な窓口としての位置づけられる
昭和 53/1978	・同和対策事業特別措置法の延長 ・現在の新温泉町文化会館「隣保館」が設置される
昭和 56/1981	・同和対策審議会から「今後における同和関係施策について」意見具申提出
昭和 57/1982	・地域改善対策特別措置法の施行・地域改善対策協議会設置 ・兵庫県内の隣保館設置数９７館になる
昭和 59/1984	・地域改善対策協議会から「今後における啓発活動のあり方について」意見具申提出
昭和 61/1986	・地域改善対策協議会から「今後における地域改善対策について」意見具申提出
昭和 62/1987	・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行 ・財団法人地域改善啓発センター設立
平成 3/1991	・地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申提出
平成 4/1992	・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行(一部事業についての法の５年延長)
平成 5/1993	・Ｈ５年度同和地区実態把握等調査(地区概況調査)の実施 ・Ｈ５年度同和地区実態把握等調査(生活実態調査、意識調査)の実施

年(年号/西暦)	同和対策関連(再掲)
平成 8/1996	• 地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」意見具申提出 •「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定 • 人権擁護施策推進法の公布 • 隣保館はあらゆる人権問題の解決に資する施設として位置づけ
平成 9/1997	• 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行（一部事業についての法の５年延長） • 人権擁護施策推進法の施行 • 人権擁護推進審議会設置 • ㈶地域改善啓発センターが㈶人権教育啓発推進センターに改組 • 法務大臣、文部大臣、総務庁長官(当時)が人権擁護推進審議会に対し、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」(諮問第１号)について諮問 • 法務大臣から人権擁護推進審議会に対して、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」(諮問第２号)について諮問 • 人権教育のための国連１０年推進本部が「人権教育のための国連10 年」に関する国内行動計画を発表 • 隣保館事業は一般対策に移行 • 社会福祉事業法で第２種社会福祉施設として位置、「まちづくり、地域づくり」を推進する拠点として位置づけられる • 隣保館事業の一層の拡充を図る対策として、「地域交流促進事業、継続的相談支援事業、広域隣保活動事業」の対策追加される
平成 11/1999	• 人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について(答申)」を提出
平成 12/2000	• 人権擁護推進審議会が「今後論議するべき論点の整理」を公表 • 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
平成 13/2001	• 人権擁護推進審議会が「人権救済制度のあり方について(答申)」を提出 • 人権擁護推進審議会が「人権擁護推進委員制度の改革について(諮問第２号に対する追加答申)」を提出

年(年号/西暦)	同和対策関連(再掲)
平成 14/2002	•「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 •地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効 • 人権教育、人権啓発に関する基本計画の制定 • 33 年続いた特別対策としての同和行政が終了する • 隣保館設置運営要綱が改定され、隣保館は「地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」施設として明確化される
平成 23/2011	•「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更
平成 28/2016	• 部落差別解消推進法

人権に関する事務事業

担　当　課	人権に関する事務事業
総務課	・情報公開及び個人情報保護体制の充実 ・人権相談等人権擁護委員体制の充実 ・職員人権研修の充実 ・障がいのある人の職員採用の推進 ・庁舎等のユニバーサルデザインの推進
企画課	・新温泉町総合計画の推進 ・まちづくり活動の推進 ・婚活プロジェクトの推進 ・広報しんおんせん等情報誌の発行 ・情報化計画の推進 ・ブロードバンド整備の推進
税務課	・個人情報の保護
町民安全課	・戸籍住基ネット等個人情報の保護 ・外国籍町民の個人情報の保護 ・住民票の写し等本人通知制度事前登録の推進 ・災害対策・災害救助の充実 ・消防団員の研修 ・人権に配慮した予防・救急・救助・防火活動の推進 ・犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・外国人が安心して暮らせる環境づくりの推進
健康福祉課	・地域包括支援センターの充実 ・保健センターの充実 ・障がいのある人の相談・支援 ・高齢者・家族介護者への相談・支援 ・ＤＶの相談対応 ・高齢者及び障がい者、児童虐待等への対応 ・成年後見制度の普及啓発 ・福祉のまちづくりの推進 ・高齢者福祉計画の推進 ・介護保険制度の充実 ・健康増進事業の推進 ・更生保護制度の推進
商工観光課	・観光案内等の外国語標記 ・職業相談の情報提供 ・国際交流事業の推進
農林水産課	・個人情報の保護

人権に関する事務事業

担　当　課	人権に関する事務事業
建設課	・道路等ユニバーサルデザインの推進
上下水道課	・個人情報の保護
地域振興課 本庁との重複のため一部割愛	・戸籍・住基ネット等個人情報の保護 ・外国籍町民の個人情報の保護 ・消費生活相談室 ・ケーブルテレビによる人権啓発の推進
出納室	・個人情報の保護
公立浜坂病院 介護老人保健施設	・患者等の個人情報の保護 ・職員の人権研修の充実 ・入所者・家族等の個人情報保護 ・総合相談対応
こども教育課	・児童虐待の相談対応 ・子どもの人権の啓発 ・子育て支援の充実 ・教職員に対する人権研修の充実 ・障がいのある子どもへの教育・育成 ・外国人児童・生徒への支援 ・学校・園での人権教育の推進 ・学校施設等のユニバーサルデザインの推進
生涯教育課	・生涯学習の推進 ・青少年健全育成の推進 ・スポーツの推進 ・中学生海外研修及び海外受け入れ事業の推進 ・女性団体育成事業の推進
人権推進室	・あらゆる人権施策の推進 ・人権尊重の視点に立った施策の推進 ・障がいのある人への情報提供 ・人権啓発の推進 ・男女共同参画の推進 ・人権教育の推進（人権学習会の実施） ・人権に関する図書の紹介 ・人権に関するDVDの貸出
議会事務局	・個人情報の保護

平成 27 年度人権施策推進計画における施策の実施状況

共通課題

具体的施策数	16	計画項目数	75	取組課	10　課
		27 年度着手項目数	68		
		次年度以降着手項目数	68	事業数	75　事業
		実施率	90%		

同和問題

具体的施策数	3	計画項目数	22	取組課	4　課
		27 年度着手項目数	22		
		次年度以降着手項目数	22	事業数	22　事業
		実施率	100%		

女性

具体的施策数	4	計画項目数	38	取組課	7　課
		27 年度着手項目数	31		
		次年度以降着手項目数	33	事業数	41　事業
		実施率	81%		

子ども

具体的施策数	4	計画項目数	43	取組課	7　課
		27 年度着手項目数	43		
		次年度以降着手項目数	43	事業数	44　事業
		実施率	100%		

高齢者

具体的施策数	3	計画項目数	36	取組課	7　課
		27 年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	36	事業数	38　事業
		実施率	100%		

障がいのある人

具体的施策数	5	計画項目数	40	取組課	8　課
		27 年度着手項目数	40		
		次年度以降着手項目数	39	事業数	40　事業
		実施率	100%		

外国人

具体的施策数	2	計画項目数	15	取組課	7　課
		27 年度着手項目数	14		
		次年度以降着手項目数	15	事業数	15　事業
		実施率	93%		

ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

具体的施策数	2	計画項目数	8	取組課	4　課
		27 年度着手項目数	7		
		次年度以降着手項目数	8	事業数	8　事業
		実施率	87%		

インターネットによる人権侵害

具体的施策数	2	計画項目数	4	取組課	3　課
		27 年度着手項目数	3		
		次年度以降着手項目数	4	事業数	4　事業
		実施率	75%		

平成 28 年度人権施策推進計画における施策の実施状況

共通課題

具体的施策数	16	計画項目数	75	取組課	10　課
		28 年度着手項目数	73		
		次年度以降着手項目数	75	事業数	75　事業
		実施率	97%		

同和問題

具体的施策数	3	計画項目数	22	取組課	4　課
		28 年度着手項目数	22		
		次年度以降着手項目数	22	事業数	22　事業
		実施率	100%		

女性

具体的施策数	4	計画項目数	38	取組課	7　課
		28 年度着手項目数	33		
		次年度以降着手項目数	38	事業数	38　事業
		実施率	87%		

子ども

具体的施策数	4	計画項目数	43	取組課	7　課
		28 年度着手項目数	43		
		次年度以降着手項目数	43	事業数	43　事業
		実施率	100%		

高齢者

具体的施策数	3	計画項目数	36	取組課	7　課
		28 年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	36	事業数	36　事業
		実施率	100%		

障がいのある人

具体的施策数	5	計画項目数	39	取組課	7　課
		28 年度着手項目数	39		
		次年度以降着手項目数	39	事業数	39　事業
		実施率	100%		

外国人

具体的施策数	2	計画項目数	15	取組課	6　課
		28 年度着手項目数	14		
		次年度以降着手項目数	15	事業数	15　事業
		実施率	93%		

ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

具体的施策数	2	計画項目数	8	取組課	5　課
		28 年度着手項目数	6		
		次年度以降着手項目数	7	事業数	8　事業
		実施率	75%		

インターネットによる人権侵害

具体的施策数	2	計画項目数	4	取組課	4　課
		28 年度着手項目数	2		
		次年度以降着手項目数	4	事業数	4　事業
		実施率	50%		

平成２９年度人権施策推進計画における施策の実施状況

共通課題

具体的施策数	16	計画項目数	75	取組課	10　課
		29 年度着手項目数	75		
		次年度以降着手項目数	75	事業数	75　事業
		実施率	100%		

同和問題

具体的施策数	3	計画項目数	22	取組課	4　課
		29 年度着手項目数	22		
		次年度以降着手項目数	22	事業数	22　事業
		実施率	100%		

女性

具体的施策数	4	計画項目数	38	取組課	7　課
		29 年度着手項目数	38		
		次年度以降着手項目数	38	事業数	38　事業
		実施率	100%		

子ども

具体的施策数	4	計画項目数	43	取組課	7　課
		29 年度着手項目数	43		
		次年度以降着手項目数	43	事業数	43　事業
		実施率	100%		

高齢者

具体的施策数	3	計画項目数	36	取組課	7　課
		29 年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	36	事業数	36　事業
		実施率	100%		

障がいのある人

具体的施策数	5	計画項目数	39	取組課	6　課
		29 年度着手項目数	39		
		次年度以降着手項目数	39	事業数	39　事業
		実施率	100%		

外国人

具体的施策数	2	計画項目数	15	取組課	5　課
		29 年度着手項目数	14		
		次年度以降着手項目数	15	事業数	15　事業
		実施率	93%		

ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

具体的施策数	2	計画項目数	6	取組課	4　課
		29 年度着手項目数	5		
		次年度以降着手項目数	6	事業数	6　事業
		実施率	83%		

インターネットによる人権侵害

具体的施策数	2	計画項目数	5	取組課	4　課
		29 年度着手項目数	3		
		次年度以降着手項目数	4	事業数	5　事業
		実施率	60%		

平成 30 年度人権施策推進計画における施策の実施状況

共通課題

具体的施策数	16	計画項目数	75	取組課	9　課
		30 年度着手項目数	72		
		次年度以降着手項目数	73	事業数	113　事業
		実施率	96%		

同和問題

具体的施策数	3	計画項目数	22	取組課	2　課
		30 年度着手項目数	22		
		次年度以降着手項目数	22	事業数	22　事業
		実施率	100%		

女性

具体的施策数	4	計画項目数	38	取組課	7　課
		30 年度着手項目数	29		
		次年度以降着手項目数	32	事業数	48　事業
		実施率	76%		

子ども

具体的施策数	4	計画項目数	43	取組課	6　課
		30 年度着手項目数	43		
		次年度以降着手項目数	43	事業数	31　事業
		実施率	100%		

高齢者

具体的施策数	3	計画項目数	36	取組課	6　課
		30 年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	36	事業数	47　事業
		実施率	100%		

障がいのある人

具体的施策数	5	計画項目数	39	取組課	6　課
		30 年度着手項目数	39		
		次年度以降着手項目数	39	事業数	16　事業
		実施率	100%		

外国人

具体的施策数	2	計画項目数	15	取組課	5　課
		30 年度着手項目数	11		
		次年度以降着手項目数	12	事業数	9　事業
		実施率	73%		

ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

具体的施策数	2	計画項目数	7	取組課	4　課
		30 年度着手項目数	6		
		次年度以降着手項目数	7	事業数	4　事業
		実施率	86%		

インターネットによる人権侵害

具体的施策数	2	計画項目数	4	取組課	2　課
		30 年度着手項目数	3		
		次年度以降着手項目数	3	事業数	2　事業
		実施率	75%		

世界人権宣言

（1948年12月10日 第３回国際連合総会 採択）

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊厳及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが完成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

２　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条
　何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条
　何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条
　すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条
　すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条
　すべて人は、憲法は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条
　何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条
　すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条
１　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
２　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条
　何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条
１　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
２　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条
１　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
２　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国政連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条
１　すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
２　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条
１　成年の男子は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
２　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
３　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条
１　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
２　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条
　すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、不況、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条
　すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条
１　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
２　何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

１　すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

２　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

３　人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

１　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

２　すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

３　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

４　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息を持つ権利を有する。

第25条

１　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

２　母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

１　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、

能力に応じ、すべてのものにひとしく開放されていなければならない。
２　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進するものでなければならない。
３　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条
１　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
２　すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条
　すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条
１　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
２　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保証すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ屈する。
３　これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条
　この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

（昭和21年11月3日公布
昭和22年 5月3日施行）

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 11 条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
２　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条　学問の自由は、これを保障する。

第 24 条　婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進につとめなければならない。

第 26 条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
２　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
３　児童は、これを酷使してはならない。

第 97 条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつてこれらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成12年12月6日 公布 法律第147号
平成 12 年 12 月 6 日 施行）

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第１２０号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（平成２５年６月公布　一部を除き平成２８年４月１日施行　　法律第６５号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１ 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

２ 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

３ 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

４ 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２ 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

１ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

２ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

３ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

４ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

３ 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４ 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

５ 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

６ 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２ 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及

び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２ 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

２ 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

３ 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４ 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

２ 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３ 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

４ 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

５ 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

２ 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条　国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条　国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二　学識経験者

三　その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条　協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

２　関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

３　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関す

る情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

４ 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

５ 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

２ 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

２ 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

２ 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

２ 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害者基本法の一部改正）

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。 四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

（平成２８年６月３日　公布・施行　法律第６８号）

（目　的）

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた組織について、基本理念を定め、国等の責任を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進するものです。

（基本理念）

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

（１）　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた組織に関する施策を推進するために必要な言動その他の措置を講ずる責務を有する。

（２）　地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた組織に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（基本的施策）

基本的施策として、国は、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施することとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、これらの基本的施策を実施するよう努めることとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

［平成28年12月16日施行　法律第109号］

（目的）

第１条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第２条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

２　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第４条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第５条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第６条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

兵庫県　新温泉町

第３次　新温泉町人権施策推進計画

編集・発行　新温泉町　生涯教育課　人権推進室
〒669-6702　兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2135 番地の 1
電話　0796-82-3328